

第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

酒々井町

はじめに

「すべての子どもと子育て家庭がいきいきと輝くまちづくり」

酒々井町は、豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統につつまれた素晴らしいまちです。しかし、近年では急速な少子高齢化や人口減少、出生率の低下が全国的な問題となっており、当町も例外ではありません。また、女性の就業率の上昇等により、仕事をしながら子育てをしている世帯が増えています。

町では、平成27年度から令和元年度までの5年間の第1期事業計画期間とし、様々な子育て支援を行ってまいりました。行政と地域が連携して子育てを支援する体制づくりを継続するなか、令和元年度には、幼児教育・保育の無償化制度がスタートしました。国・千葉県・酒々井町そして地域が一体となり、子育て世代と次世代の子どもたちのために更なる支援が今後必要となつてまいります。

第1期計画期間の終了を迎えて、これからの子育て支援の充実を図るため、平成30年度に行ったニーズ調査結果を基に、第1期の振り返りや課題の整理をし、「酒々井町子ども・子育て政策会議」で保護者や子育て支援に携わる皆様にご意見をいただいております。

そしてこの度、令和2年度から令和6年度の5年間の計画期間とする第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画を策定し、安心して子どもを産み育てることができるよう、今後各種事業を行ってまいります。

町は、この計画に掲げる「すべての子どもと子育て家庭がいきいきと輝くまちづくり」を基本の理念とし、子どもたちだけでなく子育て家庭への更なる支援の充実に向けて事業に取り組んでまいります。計画の実施にあたり、関係する機関、団体、地域の皆様と協働で行う子育て支援を実現するため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、ご審議いただいた委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

酒々井町長 小坂 泰久

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨・背景.....	1
2	計画の対象	1
3	計画の期間	1
4	計画の位置付け	2
5	計画の策定体制	2

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1	人口・世帯等の状況.....	3
2	女性の労働力・婚姻の状況.....	7
3	教育・保育の状況.....	8
4	地域子ども・子育て支援事業の状況.....	9
5	その他の子育て支援事業の状況.....	12
6	子ども・子育てに関する実態・ニーズ（アンケート調査結果より）	19

第3章 第1期計画の振り返り

1	各種事業の取組状況.....	33
2	設定指標と達成状況.....	36
3	第1期計画における5年間の評価（総括）	38

第4章 計画策定にむけた課題の整理

1	地域における教育・保育サービスの充実にむけた課題.....	41
2	地域子育て支援の充実にむけた課題.....	41
3	安全な妊娠・出産、安心な子育て環境への支援にむけた課題.....	42

第5章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	43
2	計画の基本目標	43
3	計画の体系	44

第6章 施策の展開

1	基本目標1 ころ豊かに健やかに育つまちづくり.....	45
2	基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり.....	49
3	基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり.....	51

第7章 量の見込みと確保方策

1	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	55
2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	57
3	教育・保育の一体的な提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	58
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	58
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	58
6	子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携.....	58

第8章 計画の推進体制と進捗管理

1	計画の推進体制	59
2	計画の進捗管理と点検・評価.....	59

資料編

資料1	計画の策定経緯.....	資-1
資料2	用語の解説	資-2

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、核家族化の進展や共働き家庭の増加などによる子育て家庭における負担感・不安感の増加、未婚女性の増加や経済的理由などによる出生数の低下など、社会状況の変化と相まった子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした中、本町では、平成24(2012)年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27(2015)年度～令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする『酒々井町子ども・子育て支援事業計画』(以下、「第1期計画」という。)を策定し、すべての子どもがいきいきと輝くまちづくりの実現に向けて、就学前家庭への教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援に関する各種事業を推進してきたところですが、令和元(2019)年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されたことを受け、今後、さらなる幼児教育・保育の需要の増加が予想される中、幼児教育・保育の質の確保をはじめとした様々な問題に対応する重層的な施策展開が求められています。

『第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画』(以下、「第2期計画」という。)は、第1期計画の後継計画として、基本理念や基本目標等を継承しながら、第1期計画以降の関連法の改正や子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正内容等を踏まえ、より本町の実情に即した計画内容とすることを念頭に策定するものであり、策定にあたっては、第1期計画の振り返りや、「酒々井町子ども・子育て支援に関するアンケート調査(平成30(2018)年度実施)の中から見えた子どもたちを取り巻く現況及び課題を踏まえるとともに、「酒々井町子ども・子育て政策会議(地方版子ども・子育て会議)」からの助言・具申を踏まえ、引き続き、すべての子どもがいきいきと輝くまちづくりの実現に向けた各種事業を推進していくこととします。

2 計画の対象

本計画は、すべての子ども・青少年とその家庭、事業者、行政などすべての個人・団体を対象とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

4 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町のすべての子どもに関する総合的な計画として位置付けます。

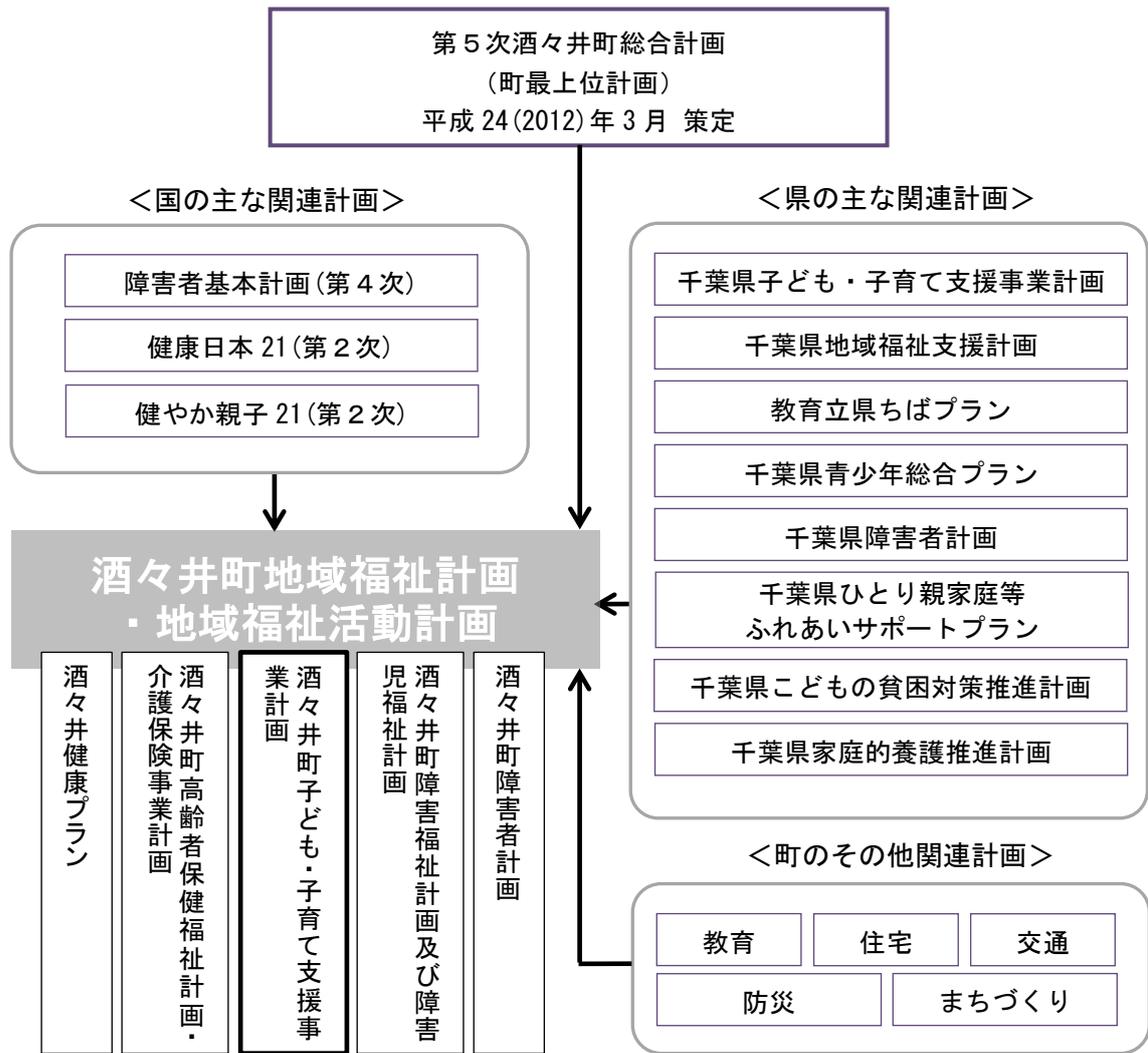


図 1-1 計画の位置付け

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、商工会・労働団体代表者及び子どもの保護者などからなる『酒々井町子ども・子育て政策会議』の開催などにより、町民、関係機関・団体及び行政が協働して計画を策定する体制としました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯等の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本町の総人口は、平成26（2014）年をピークに減少傾向となっており、令和元（2019）年時点の総人口は、平成22（2010）年時点よりも551人少ない20,778人となっています。一方、世帯数は一貫して増加しており、令和元（2019）年時点の世帯数は、平成22（2010）年時点よりも916世多い20,778世帯となっています。

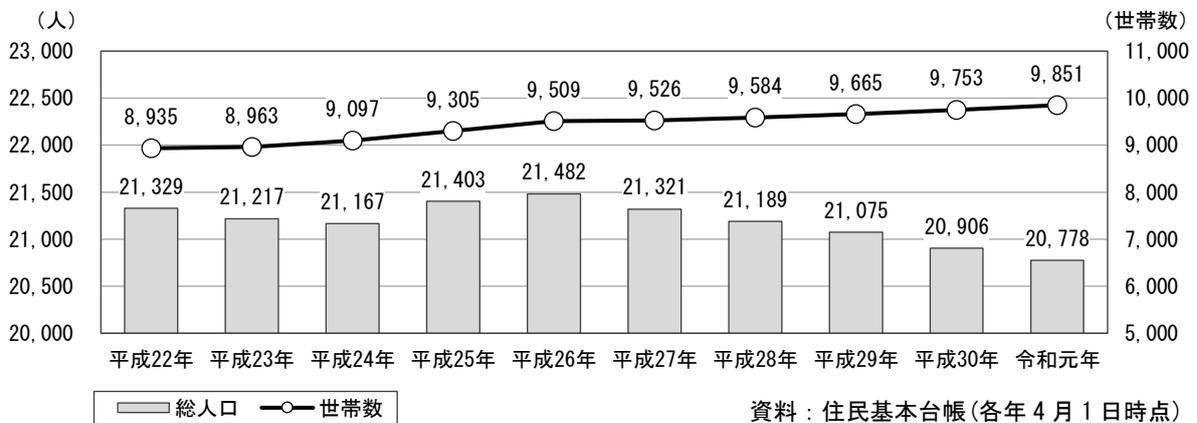


図 2-1 総人口及び世帯数の推移

(2) 人口構成の推移

本町の人口構成の推移を見ると、65歳以上の高齢者人口が増加し14歳以下の年少人口が減少する、いわゆる少子高齢化が進行しています。また、15～64歳までの生産年齢人口についても減少が続いています。

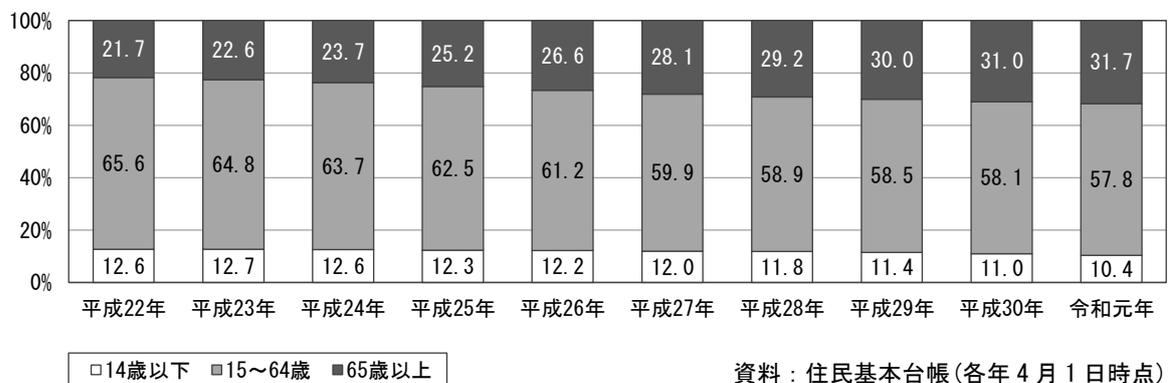


図 2-2 3区分人口構成比の推移

(3) 世帯の家庭類型

＜現在の家庭類型＞

平成 30 (2018) 年度に実施したアンケート調査から、就学前児童のいる世帯の現在の家庭類型を見ると、タイプ B (両親ともフルタイム) が 39.68% と最も多く、以下、タイプ D (専業主婦 (夫))、タイプ C (フルタイム×パートタイム【保育利用】)、タイプ C' (フルタイム×パートタイム【教育利用】) となっており、前回調査 (平成 26 (2014) 年) と比べると、タイプ D で 7.88 ポイント減少し、タイプ B で 10.94 ポイント増加しています。

表 2-1 世帯の家庭類型 (現在)

タイプ	父母の就労状況	前回調査 (H26)	今回調査 (H30)
A	ひとり親家庭	8.21%	4.05%
B	フルタイム×フルタイム	28.74%	39.68%
C	フルタイム×パートタイム【保育利用】	15.84%	17.81%
C'	フルタイム×パートタイム【教育利用】	12.02%	11.34%
D	専業主婦 (夫) (有業×無業)	34.60%	26.72%
E	パートタイム×パートタイム【保育利用】	0.29%	0%
E'	パートタイム×パートタイム【教育利用】	0%	0%
F	無業×無業	0.29%	0.40%

※基礎調査結果 (就学前児童世帯調査) を使用し、国の手引きに基づき、現在の就業状況、利用している教育・保育施設、希望する教育・保育施設等により分類

＜潜在的な家庭類型＞

平成 30 (2018) 年度に実施したアンケート調査から、今後の就労意向や希望する教育・保育施設などを考慮した、潜在的な家庭類型 (潜在的ニーズを含めた家庭類型) を見ると、タイプ B (両親ともフルタイム) が 43.72% と最も多く、前回調査 (平成 26 (2014) 年) と比べると、12.63 ポイント増加しているほか、現在の家庭類型と比べても 4.04 ポイント増加しています。

表 2-2 世帯の家庭類型 (潜在ニーズ)

タイプ	父母の就労状況	前回調査 (H26)	今回調査 (H30)
A	ひとり親家庭	8.21%	4.05%
B	フルタイム×フルタイム	31.09%	43.72%
C	フルタイム×パートタイム【保育利用】	17.01%	14.98%
C'	フルタイム×パートタイム【教育利用】	13.49%	16.19%
D	専業主婦 (夫) (有業×無業)	29.62%	21.05%
E	パートタイム×パートタイム【保育利用】	0.29%	0%
E'	パートタイム×パートタイム【教育利用】	0%	0%
F	無業×無業	0.29%	0%

※基礎調査結果 (就学前児童世帯調査) を使用し、国の手引きに基づき、現在の就業状況、希望する就業状況、希望する教育・保育施設等により分類

(4) 児童数(0歳～11歳児)の推移・推計

<児童数(0歳～11歳児)の推移>

本町の児童数(0歳～11歳)は、平成22(2010)年以降、一貫して減少を続けており、令和元(2019)年時点の児童数は、平成22(2010)年時点よりも634人少ない1,595人となっています。

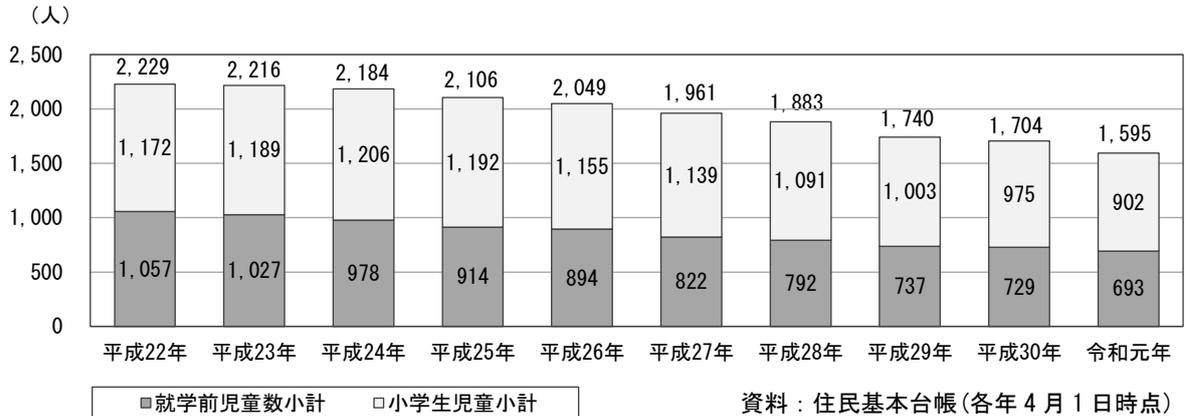


図 2-3 児童数の推移

<児童数(0歳～11歳児)の将来推計>

本町の児童数について、住民基本台帳の人口データより「コーホート変化率法」^{※1}を用いて将来の人口予測を行った結果、就学前児童は概ね690人前後で推移するものの、小学生児童は令和8(2026)年まで減少傾向が続くと予測されています。なお、本計画の計画期間である令和6(2024)年時点では、就学前児童が692人、小学生児童が731人となるものと予測されています。

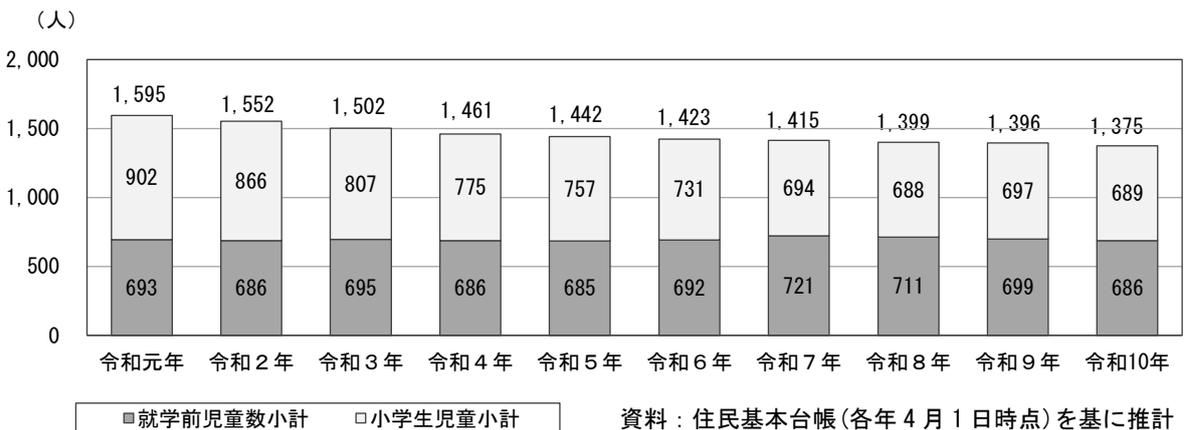


図 2-4 児童数の推計

※1 コーホート変化率法とは、あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことを言う。

(5) 出生数の推移

本町における出生数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向となっており、平成30（2018）年時点の出生数は、平成22（2010）年時点よりも66人少ない91人となっています。

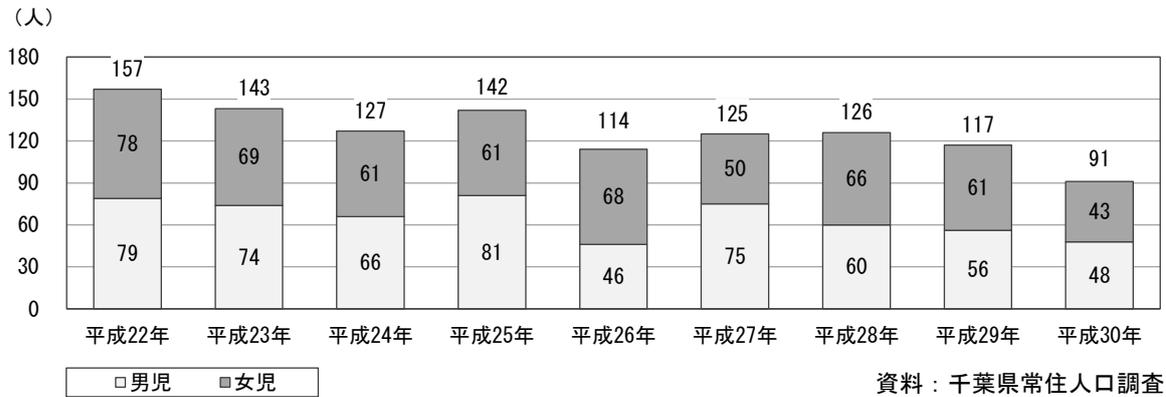


図 2-5 出生数の推移

(6) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率^{※2}の推移を見ると、国及び県の水準と比べて一貫して低い水準で推移しており、平成30（2018）年時点の合計特殊出生率は0.92となっています。

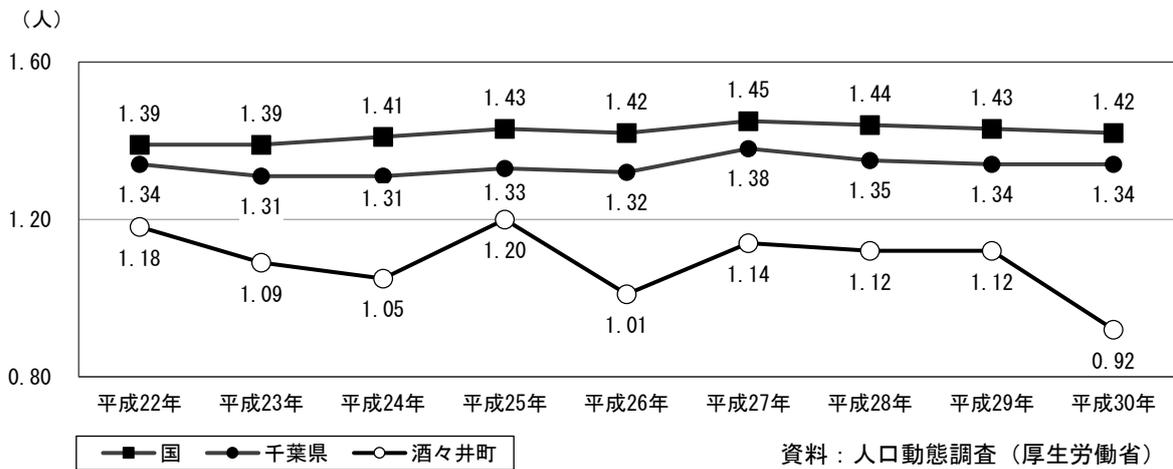


図 2-6 合計特殊出生率の推移・比較

※2 合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものです。

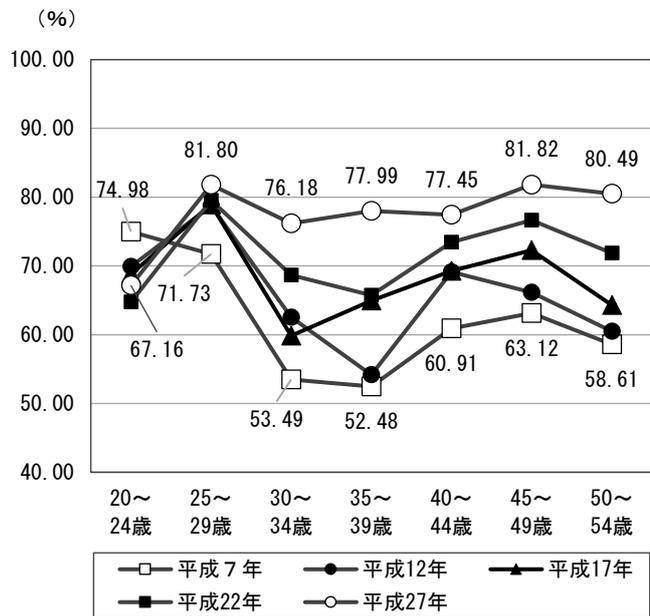
なお、現在の日本の人口を維持するためには、合計特殊出生率2.08の水準まで引き上げることが必要であるとされています。

2 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率^{※3}は、20～24歳を除き、近年に近づくにつれ高い割合を占めており、特に、35～39歳の女性では、平成7（1995）年以降、最近20年間で25.51ポイント増加しています。

女性の労働力率は、結婚、出産、育児期（30～40歳前後）に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる「M字型曲線」の傾向が多いとされていますが、本町では、35～39歳の労働力率の上昇に伴い、これまでのM字型曲線とは異なった傾向にあることが特徴のひとつとなっています。



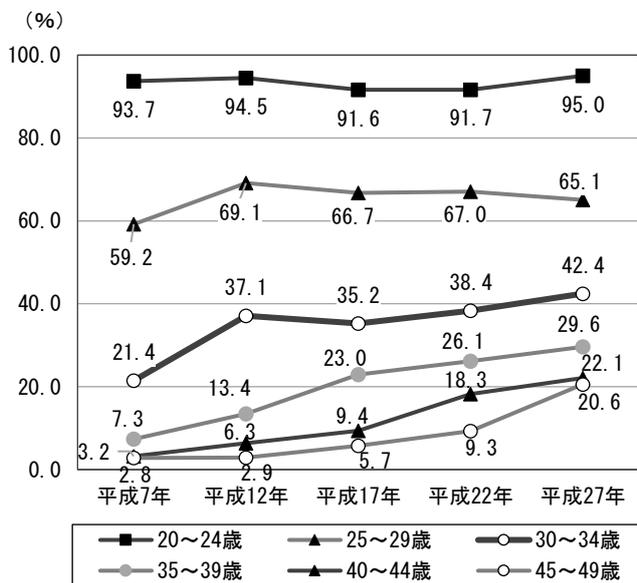
資料：国勢調査（総務省）

図 2-7 女性の労働力率の推移

(2) 女性の未婚率の推移

本町の女性の平成7（1995）年から平成27（2015）年までの未婚率の推移をみると、いずれの年齢階級においても未婚率が上昇しており、特に、35～39歳で22.3ポイント、30～34歳で21.0ポイント上昇しています。また、40～44歳及び45～49歳では、平成7（1995）年時点では、未婚率が2～3%前後であったのに対し、平成27（2015）年時点では20%前後まで上昇しており、概ね5人に1人の方が未婚となっています。

20～24歳及び25～29歳の未婚率は、30代及び40代と比較すると微増ではあるものの、こうした推移から未婚化に加え、晩婚化も進行しているということが窺えます。



資料：国勢調査（総務省）

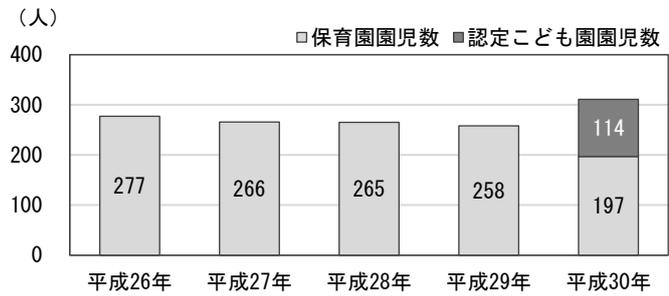
図 2-8 女性の未婚率の推移

※3 労働力人口比率とも言われ、生産年齢人口（15～64歳人口）に対する労働力人口の比率のことを言います。

3 教育・保育の状況

(1) 保育園・認定こども園の状況

本町には、現在、町立の中央保育園、岩橋保育園及び私立の幼保連携型認定こども園昭苑こども園があり、平成30(2018)年時点での園児数は、保育園が197人、認定こども園が114人となっています。また、本町の就学前児童に占める通園(保育園・認定こども園)児童数の割合は、平成26(2014)年度以降、一貫して増加傾向であり、認定こども園が開園する以前の平成29(2017)年時点で35.0%、開園後の平成30(2018)年時点で42.7%となっています。



資料：酒々井町こども課

図 2-9 園児（保育園・認定こども園）数の推移

表 2-3 通園（保育園・認定こども園）児童割合の推移

単位：人

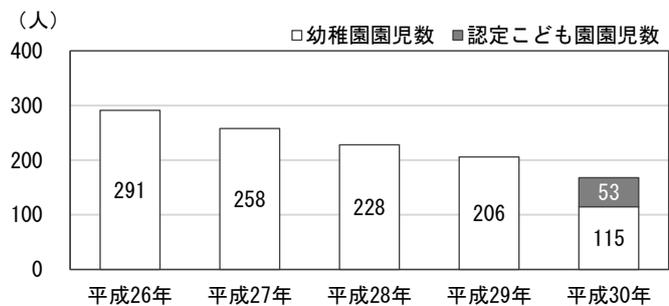
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童数	894	822	792	737	729
保育園児童数	277	266	265	258	197
認定こども園児童数	—	—	—	—	114
通園児童数の割合	31.0%	32.4%	33.5%	35.0%	42.7%

注) 認定こども園は2・3号認定

資料：酒々井町こども課

(2) 幼稚園の状況

本町には、現在、私立酒々井幼稚園と幼保連携型認定こども園昭苑こども園があり、平成30(2018)年時点での園児数は168人となっています。また、本町の就学前児童に占める通園(幼稚園)児童数の割合は、平成26(2014)年度以降、一貫して減少傾向



資料：酒々井町こども課

図 2-10 園児（幼稚園）数の推移

であり、認定こども園の開園前である平成29(2017)年時点で28.0%、認定こども園開園後の平成30(2018)年時点で23.0%となっています。

表 2-4 通園（幼稚園）児童割合の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童数	894	822	792	737	729
幼稚園児童数	291	258	228	206	115
認定こども園児童数	—	—	—	—	53
通園児童数の割合	32.6%	31.4%	28.8%	28.0%	23.0%

注) 認定こども園は1号認定

資料：酒々井町こども課

4 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育・保健その他子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠、出産、子育て期にわたるまで、一人一人の状況に合わせて、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、支援を行う事業です。

本町では、保健センター(母子保健型)の専門的な知見と、「子育て支援センターあいあい」(基本型)の利用者目線の両方の視点を活かし、切れ目のない支援を行っています。

表 2-5 利用者支援事業実施ヶ所数の推移

単位：ヶ所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者支援事業	1	2	2	2

資料：酒々井町健康福祉課

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、「子育て支援センターあいあい」と昭苑こども園に子育て支援拠点を設置しており、平成 30 (2018) 年度の利用者数は 8,767 人となっています。

(上段)：ヶ所

表 2-6 地域子育て支援拠点数及び年間利用者数等の推移

単位(下段)：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域子育て支援拠点数	2	2	2	2
利用者数	3,686	5,525	6,710	8,767

資料：酒々井町こども課

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、県内の医療機関に委託して、妊婦一般健康診査を行っています。健康診査は妊娠中 14 回受診することができ、受診券は母子健康手帳とともに交付しています。

年間の延受診者数は、減少傾向であり、平成 30 (2018) 年度時点で 1,113 人となっています。

表 2-7 妊婦健康診査の年間延受診者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康診査年間延受診者数	1,580	1,514	1,318	1,113

資料：酒々井町健康福祉課

(4) こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年間訪問件数は、概ね100戸前後となっており、平成30(2018)年度は平成27(2015)年度よりも21戸少ない92戸となっています。

表 2-8 こんにちは赤ちゃん事業の年間訪問戸数の推移

単位：戸

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問戸数	113	121	103	92

資料：酒々井町健康福祉課

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年間訪問件数は、平成29(2017)年度では7件でしたが、平成30(2018)年度時点では4件となっています。

表 2-9 養育支援にかかる年間訪問実件数の推移

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養育支援年間訪問実件数	4	5	7	4

資料：酒々井町健康福祉課

(6) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、「子育て支援センターあいあい」で事業を実施しており、平成30(2018)年度では就学前児童で37人、就学後児童で1人が利用しています。

表 2-10 ファミリー・サポート・センター事業の年間利用者数の推移

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童	—	—	24	37
就学後児童	—	—	4	1

資料：酒々井町こども課

(7) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

表 2-11 一時預かりの年間利用者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
預かり保育	14,221	10,833	9,278	2,126
預かり保育を除く	1,084	850	581	948
合計	15,305	11,683	9,859	3,074

資料：酒々井町こども課

(8) 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

平成 30 (2018) 年度の年間利用者数は、平成 29 (2017) 年度と同様の 101 人となっています。

表 2-12 延長保育事業の年間利用者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数	140	147	101	101

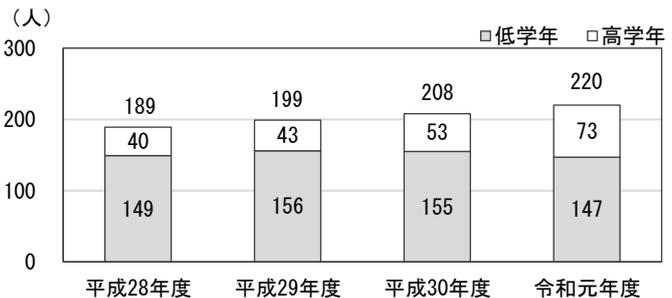
資料：酒々井町こども課

(9) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、現在、3クラブが運営され

ており、令和元 (2019) 年度の利用者数は、低学年 147 人、高学年 73 人 (合計 220 人) となっています。特に、近年では高学年の利用が増加しており、利用者全体に占める高学年の割合は、平成 28 (2016) 年度の 21.2% に対し、令和元 (2019) 年度では 33.2% と 12.0 ポイント増加しています。



資料：酒々井町こども課

図 2-11 放課後児童クラブの利用推移

表 2-13 本町の放課後児童クラブの状況

※令和元年 4 月 1 日現在

		昭苑学童クラブ (平成 7 年 3 月開設)	大室台小学校児童クラブ (平成 20 年 1 月開設)	酒々井小学校児童クラブ (平成 20 年 10 月開設)
運営形態		民設民営	公設公営	公設委託
開設時間	平日	放課後～午後 7 時	放課後～午後 7 時	放課後～午後 7 時
	土曜日	午前 7 時～午後 5 時	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午前 7 時 30 分～午後 7 時
	長期休業	午前 7 時～午後 7 時		
休所日		土曜保育以外の土曜日、日曜、祝日、年末年始等	日曜、祝日、年末年始等	日曜、祝日、年末年始等
対象児童		小学校 1～6 年生	小学校 1～6 年生	小学校 1～6 年生

資料：酒々井町こども課

5 その他の子育て支援事業の状況

(1) 妊娠期における支援

① 母子健康手帳の交付

妊娠初期に母子健康手帳を交付するとともに、保健師が妊婦全員と面接を行い、健康状態や家庭状況等の相談を行っています。なお、母子健康手帳の年間交付数は、概ね120件前後です。

表 2-14 母子健康手帳の年間交付数の推移

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳の交付数	135	123	110	113

資料：酒々井町健康福祉課

② 妊婦乳児支援タクシー利用券の交付

令和元（2019）年度より、妊婦と1歳までの乳児を持つ母親を対象に、健診等で通院する際にその料金の一部を助成するタクシー利用券を交付する事業を開始しています。

令和元（2019）年8月時点の交付数は42件となっています。

③ マタニティ・ママパパクラス

妊娠中の健康管理と出産、赤ちゃんの育て方（沐浴・調乳実習など）や離乳食などについての講義や実習（1コース5回）を行っています。

年間の受講者数は増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年度の受講者数は50人となっています。

表 2-15 マタニティ・ママパパクラスの年間参加者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間参加者数	52	60	43	50

資料：酒々井町健康福祉課

④ ママ・パパ歯科検診

妊婦とその配偶者、生まれてくる赤ちゃんの口の健康づくりのため、平成29（2017）年度より、むし歯・歯周病検診（一人1回無料）を行っています。

受診者数は、平成29（2017）年度で計28人、平成30（2018）年度で計24人となっています。

表 2-16 ママ・パパ歯科検診の年間受診者数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数（妊婦）	—	—	18	18
受診者数（夫）	—	—	10	6
合計	—	—	28	24

資料：酒々井町健康福祉課

(2) 子どもが生まれてからの支援

① 乳児一般健康診査

県内の医療機関に委託して、乳児一般健康診査を行っています。健康診査は2回（3～6か月健診及び9～11か月健診）受診することができ、受診券は母子健康手帳とともに交付しています。なお、3～6か月健診の受診者数及び受診率は、ともに減少傾向であり、平成30（2018）年度時点の受診者数は67人で、受診率は70.5%となっています。また、9～11か月健診では、受診者数は概ね減少傾向であるものの、受診率は60%程度で概ね横ばいとなっています。

表 2-17 乳児一般健康診査の年間受診者数の推移

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3～6 か月健診	対象者数	136	123	110	95
	受診者数	113	102	91	67
	受診率	83.1%	82.9%	82.7%	70.5%
9～11 か月健診	対象者数	130	123	110	110
	受診者数	80	78	65	67
	受診率	61.5%	63.4%	59.1%	60.9%

資料：酒々井町健康福祉課

② 子ども医療費の助成

0歳から中学生までの子どもの医療費（保険適用分）の全額または一部を助成しています。

年間受給券発行枚数・年間延利用人数ともに減少傾向であり、平成30（2018）年度時点での年間受給券発行枚数は2,284枚、年間延利用人数は28,775人となっています。

表 2-18 子ども医療費受給券発行枚数及び年間延利用者数の推移

(上段)：枚
単位(下段)：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給券発行枚数（8月更新時）		2,548	2,498	2,393	2,284
年間延利用人数	現物給付	31,780	32,890	30,561	28,775
	償還	261	217	258	188

資料：酒々井町こども課

③ 児童手当の支給

0歳から中学校修了前の子どもを養育している方を対象に、児童手当を支給しています。

支給児童数及び支給金額ともに減少傾向となっています。

表 2-19 児童手当支給状況の推移

(上段)：人
単位(下段)：千円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延児童数		28,292	27,770	26,843	25,692
年間支給金額		306,565	300,530	289,285	275,630

資料：酒々井町こども課

④ 予防接種

乳幼児・学童等に対し、医療機関に委託して、各種の予防接種を行い、個人の健康管理を行うとともに感染症の流行防止に努めています。主な予防接種の状況は次のとおりです。

表 2-20 各種予防接種の接種率の推移

単位：%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
BCG（結核）	109.4	86.7	113.8	96.9
麻しん風しん混合	89.4	83.3	94.2	92.7
ジフテリア破傷風混合	85.7	75.4	69.4	65.6

資料：酒々井町健康福祉課

⑤ 新生児訪問指導

赤ちゃんとの生活で感じた疑問や不安を軽減するため、生後1か月ぐらいの赤ちゃんとお母さんへ、助産師や保健師が訪問し、身体計測や授乳など育児に関する相談を行っています。

平成30（2018）年度の新生児訪問指導は88件となっています。

表 2-21 新生児訪問指導件数の推移

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児訪問指導件数	114	126	103	88

資料：酒々井町健康福祉課

(3) 子どもの成長にあわせた支援

① 乳児相談

保健師や栄養士が、4か月、10か月の乳児の発達の確認、保育や離乳食の進め方などについて相談を行っています。4か月児には、読み聞かせを通して親子がふれあうことの大切さを伝えるための絵本の紹介と配布（ブックスタート）、10か月児には、歯科衛生士がブラッシング指導と歯ブラシの配布を行っています。なお、4か月児及び10か月児乳児相談の来所者数及び来所率は、ともに増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年度時点の来所者数は、4か月児乳児相談で89人、10か月児乳児相談で104人となっています。

表 2-22 乳児相談来所者数・来所率の推移

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4 か月児	対象者数	110	129	108	95
	来所者数	106	120	104	89
	来所率	96.4%	93.0%	96.3%	93.7%
10 か月児	対象者数	131	131	123	110
	来所者数	114	121	110	104
	来所率	87.0%	92.4%	89.4%	94.5%

資料：酒々井町健康福祉課

② 1歳6か月児健康診査

1歳6か月を過ぎた頃は、子どもの身体や心の成長・発達にとって大切な時期であることから、子どもの内科・歯科健診、身体計測、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。

受診率は、近年、90%を超えて推移しており、平成30（2018）年度の受診率は91.7%、受診者数は99人となっています。

表 2-23 1歳6か月児の健康診査の状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	120	132	131	108
受診者数	113	119	125	99
受診率	94.2%	90.2%	95.4%	91.7%

資料：酒々井町健康福祉課

③ 2歳児歯科健康診査

むし歯予防は、早い時期から取り組むことが大切であることから、2歳児を対象として、子どもの歯科健診、身体計測、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布などを行っています。

受診率は、平成28（2016）年度以降、90%前後で推移しており、平成30（2018）年度の受診率は90.2%、受診者数は120人となっています。

表 2-24 2歳児の歯科健康診査の状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	135	119	121	133
受診者数	93	109	107	120
受診率	68.9%	91.6%	88.4%	90.2%

資料：酒々井町健康福祉課

④ 3歳児健康診査

3歳を過ぎた頃は、身体の発達や精神の発達面からも大切な時期であることから、3歳6か月頃の幼児の内科・歯科健診、身体計測、尿検査、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。

受診率は、平成28（2016）年度以降、90%を超えて推移しており、平成30（2018）年度の受診率は92.8%、受診者数は116人となっています。

表 2-25 3歳児健康診査の状況

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	136	146	110	125
受診者数	120	133	103	116
受診率	88.2%	91.1%	93.6%	92.8%

資料：酒々井町健康福祉課

⑤ 親子相談（心理発達相談）

就学前の乳幼児をお持ちの保護者の方に、乳幼児の発達や生活などについて、心理発達相談員による個別の相談を行っています。

参加者は、概ね30人前後で推移しており、平成30（2018）年度は31人となっています。

表 2-26 親子相談の参加状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	26	25	29	31

資料：酒々井町健康福祉課

⑥ 遊びの教室「どんぐり」

子どもの発達や生活・育児などについて心配がある親子を対象に、月1回、遊びの指導と相談・助言などを行う教室を開催しています。

参加者は、概ね200人前後で推移しており、平成30（2018）年度は184人となっています。

表 2-27 遊びの教室「どんぐり」の参加状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	205	201	211	184

資料：酒々井町健康福祉課

⑦ ことばの教室「プラム」

ことばの遅れや発音などが気になりな幼児（主に5、6歳児）を対象に、保護者相談及び言語指導を行っています。

参加者は、概ね100人前後で推移しており、平成30（2018）年度は100人となっています。

表 2-28 ことばの教室「プラム」の参加状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	115	115	93	100

資料：酒々井町健康福祉課

⑧ 保育園・こども園園庭開放

各保育園・こども園の園庭で、親子で遊べる場を提供しています。

各園庭の開放日数は年間55～65日程度であり、平成30（2018）年度の利用者は163人となっています。

表 2-29 保育園・こども園の園庭開放・利用状況

(上段)：日
単位(下段)：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開放日数	56	60	64	57
利用状況	223	267	166	163

資料：酒々井町こども課

⑨ 放課後子ども教室

放課後の自由参加の居場所や遊び場として、地域の方々の見守りの中で、酒々井小学校及び大室台小学校の学校内で週1回「放課後子ども教室」を実施しています。

開催回数は年間50～60回程度であり、平成30(2018)年度は52回開催し、延べ2,446人が利用しています。

表 2-30 放課後子ども教室の開催・利用状況 (上段)：回 単位(下段)：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	57	62	57	52
利用人数	3,096	3,317	2,498	2,446

資料：酒々井町こども課

⑩ 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭や、親と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給しています。(※所得制限あり)

受給資格者数は170人前後で推移しており、平成30(2018)年度は166人となっています。

表 2-31 児童扶養手当の受給資格者数 単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給資格者数	175	175	170	166

資料：酒々井町健康福祉課

⑪ ひとり親家庭医療費助成(ひとり親家庭支援事業)

「ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例」に基づき、原則、18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭などの親や養育者及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の一部助成を行っています。(※所得制限あり)

受給資格者数及び支給対象者数ともに減少傾向となっており、平成30(2018)年度の受給資格者数が199人、対象者数は92人となっています。

表 2-32 ひとり親家庭の医療費助成状況 (上段・中段)：人 単位(下段)：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給資格者数	248	242	219	199
対象者数	144	119	96	92
助成額	2,842	2,250	2,553	2,714

資料：酒々井町健康福祉課

⑫ 子ども相談

子育ての悩みや児童虐待など0歳～18歳までの子どもの問題について、家庭相談員などが随時、相談に応じています。

⑬ 特別児童扶養手当の支給

精神または身体に一定以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護している父母又は養育者に対して、特別児童扶養手当を支給しています。（※所得制限あり）

支給人数は 25～28 人の間で推移しており、平成 30（2018）年度は 28 人に支給しています。

表 2-33 特別児童扶養手当の支給状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	25	26	27	28

資料：酒々井町健康福祉課

⑭ 障害児福祉手当の支給

在宅（入院可）で精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の児童に対して、障害児福祉手当を支給しています。（※所得制限あり）

支給人数は 10 人程度で推移しており、平成 30（2018）年度は 7 人に支給しています。

表 2-34 障害児福祉手当の支給状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	9	9	10	7

資料：酒々井町健康福祉課

6 子ども・子育てに関する実態・ニーズ（アンケート調査結果より）

本計画を策定するにあたり、町民の子育て支援に関するニーズなどを把握することを目的に、平成30（2018）年11月16日～令和元（2019）年1月7日までの期間で、就学前児童及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

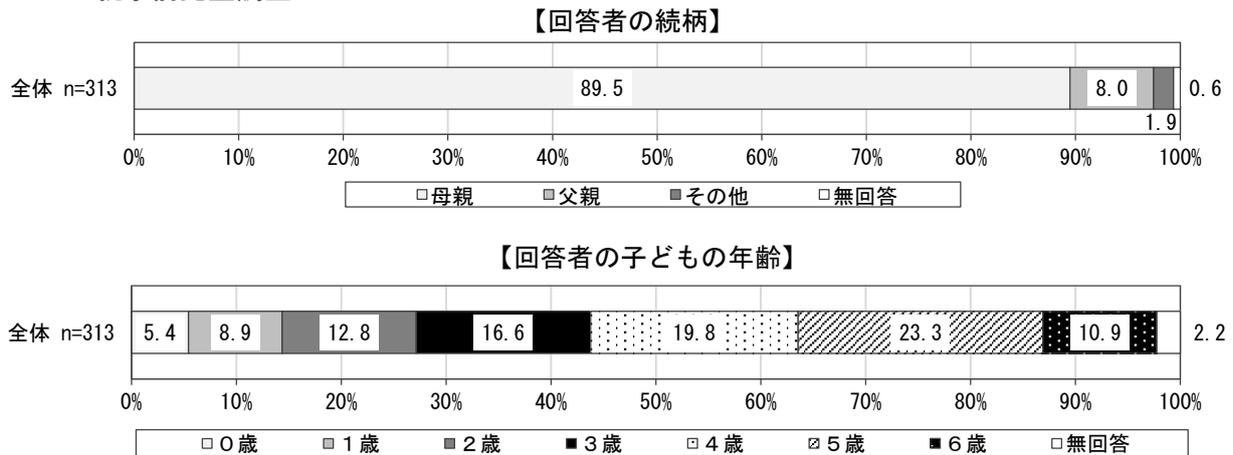
（1）調査の概要

① 回収結果

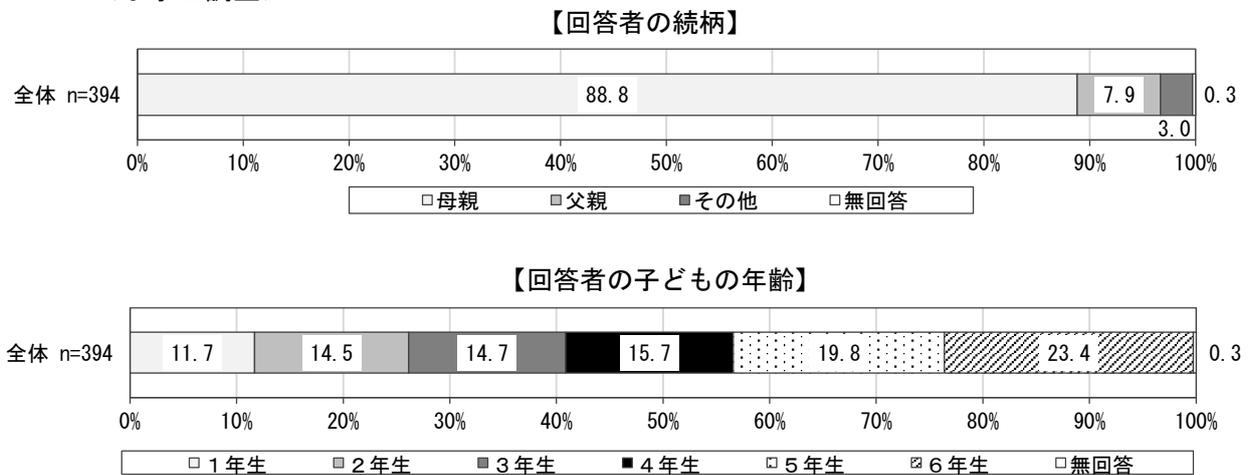
調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	564 件	313 件	55.5%
小学生	778 件	394 件	50.6%
合計	1,342 件	707 件	52.7%

② 回答者の属性

<就学前児童調査>



<小学生調査>



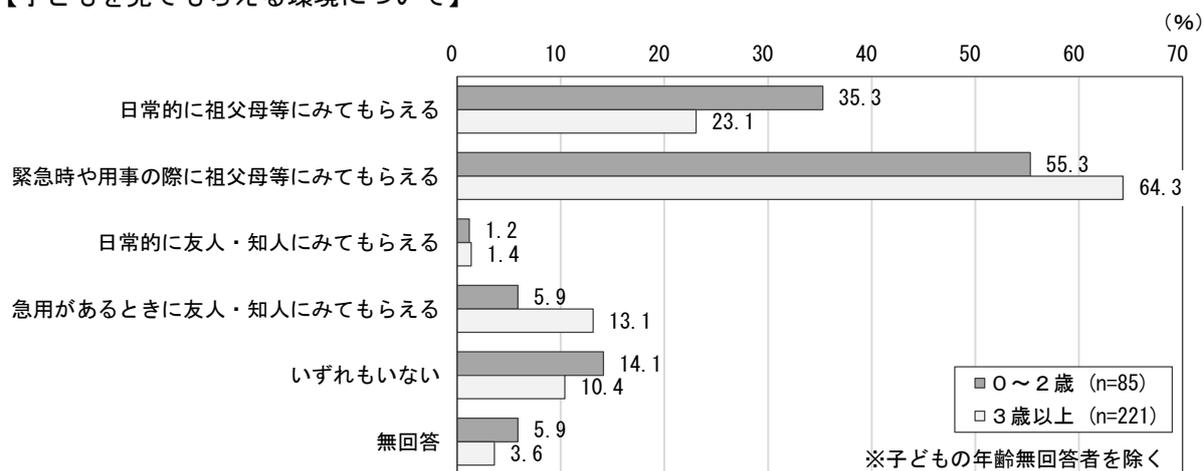
(2) 調査結果の概要〔就学前児童保護者調査〕

① 子どもの育ちをめぐる環境について

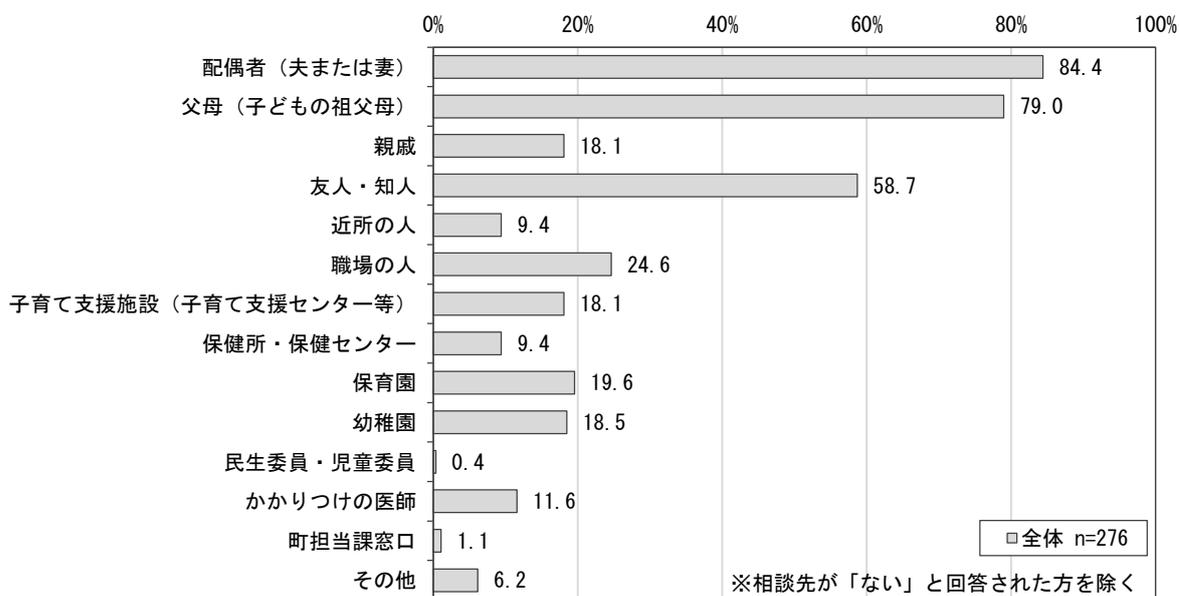
就学前児童の子どもを見てもらえる環境では、0～2歳児及び3歳児以上ともに、「緊急時や幼児の際に祖父母等にみてもらえる」が最も多く、ついで「日常的に祖父母等にみてもらえる」が多くなっています。0～2歳児と3歳児以上の傾向を比較すると、「緊急時や用事の際に祖父母等にみてもらえる」、「急用があるときに友人・知人にみてもらえる」では、0～2歳児よりも3歳児以上での割合が高く、「日常的に祖父母等にみてもらえる」、「いずれもない」では3歳児以上よりも0～2歳児での割合が高くなっています。

子育ての相談先では、「配偶者」、「父母」及び「友人・知人」の割合が高く、「保育園」、「幼稚園」、「子育て支援施設」は概ね20%程度、「近所の人」は概ね10%程度となっています。

【子どもを見てもらえる環境について】



【子育ての相談先】

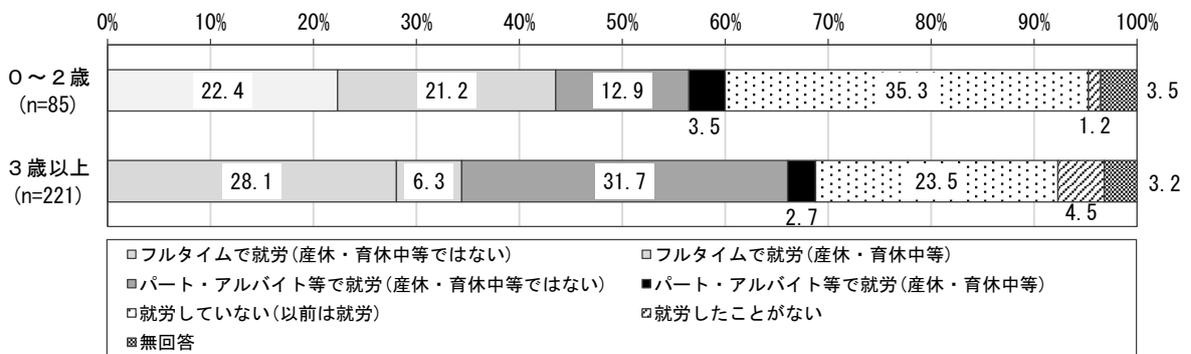


② 保護者の就労状況について

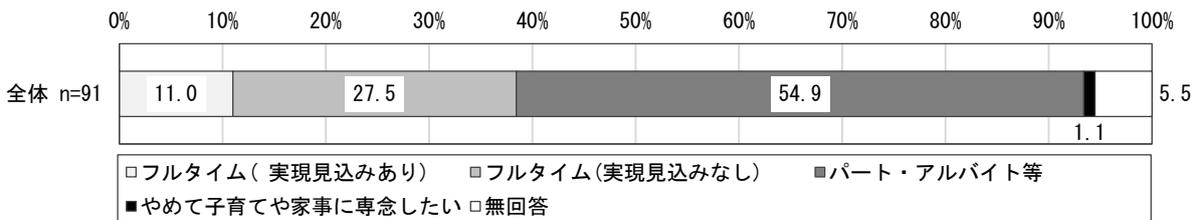
0～2歳児の母親の就労状況は、フルタイムの方が43.6%（うち、21.2%の方が産休・育休中等）、パート・アルバイトの方が16.4%（うち、3.5%の方が産休・育休中等）、就労していない方が36.5%となっています。一方、3歳児以上の母親の就労状況は、フルタイムの方が34.4%（うち、6.3%の方が産休・育休中等）、パート・アルバイトの方が34.4%（うち、2.7%の方が産休・育休中等）、就労していない方が28.0%となっています。

今後の就労転換や就労希望では、パート・アルバイトで就労中の母親の38.5%の方がフルタイムへの転換を望まれており、現在、就労していない母親の72.1%の方が将来的な就労を希望されています。

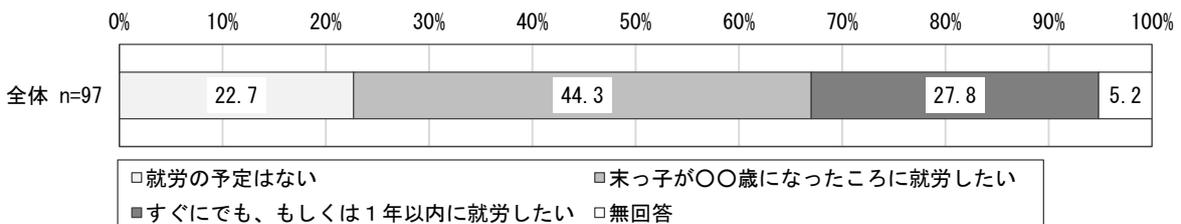
【母親の就労状況】



【パート・アルバイトで就労中の母親のフルタイムへの転換希望】

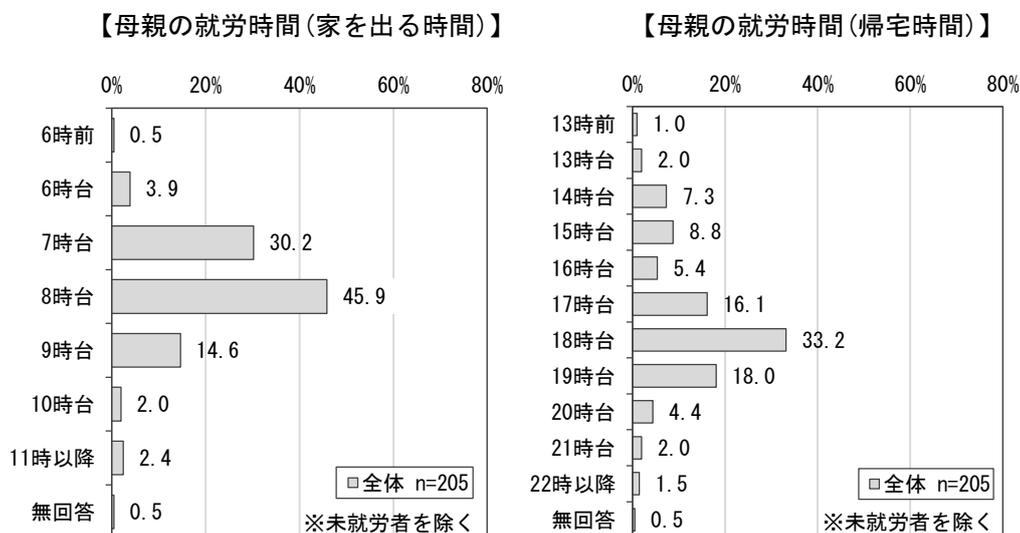


【現在、就労していない母親の就労希望】



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

なお、現在就労中の母親の就労時間では、概ね朝の7時台～8時台に家を出る方が多く、帰宅時間は、概ね18時台～19時台となっています。



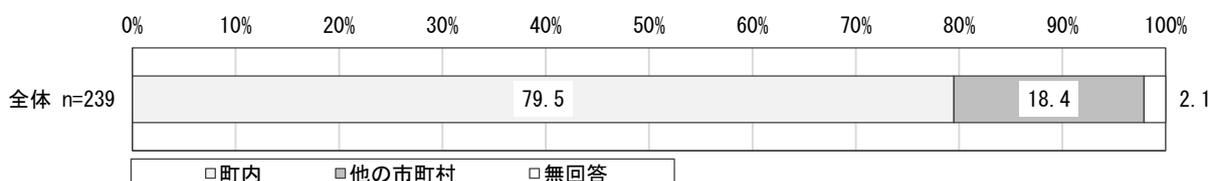
③ 平日の定期的な教育・保育の利用状況について

平日の定期的な教育・保育の利用状況では、「利用している」が76.4%、「利用していない」が20.4%となっており、利用している事業では「幼稚園」が32.2%、「認可保育園」が31.8%、「認定こども園」が30.1%となっています。利用している事業について、前回調査（※平成26(2014)年度調査）と比べると、「認定こども園」や「事業所内保育施設」における利用割合が増加しています。また、定期的に利用している事業と定期的に利用したい事業を比べると、「その他の認可外の保育施設」を除き、概ね利用したい事業の割合が高くなっていますが、その中でも「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」及び「ファミリー・サポート・センター」については、現在の利用割合に対して利用ニーズの割合が大きく増加しています。

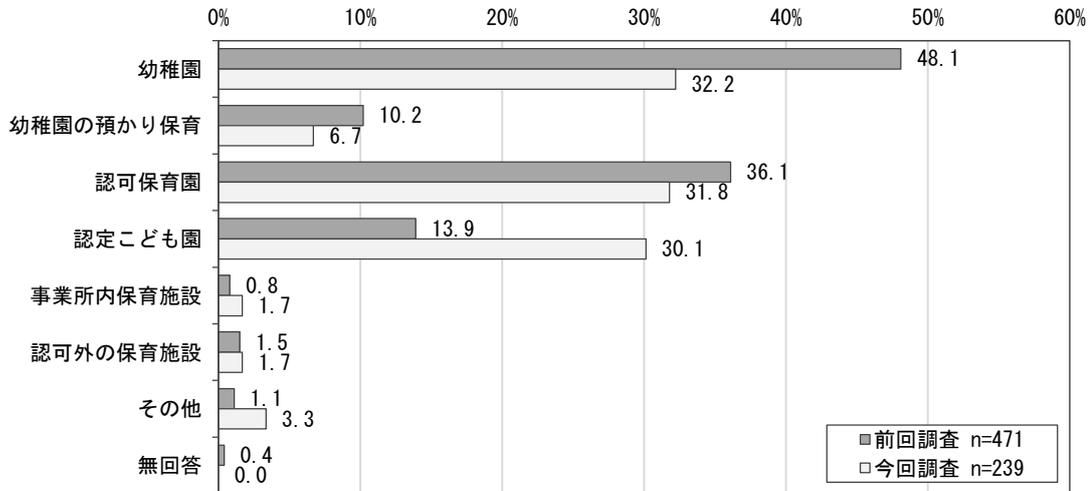
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



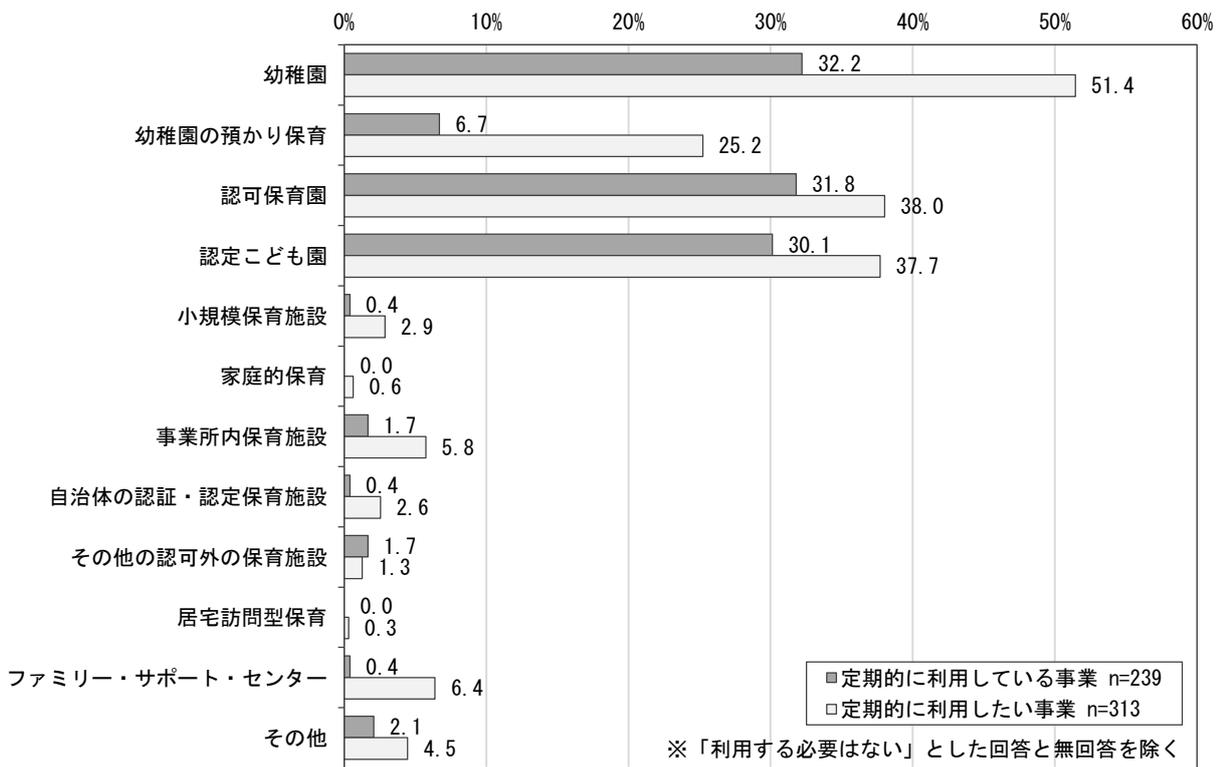
【現在利用している教育・保育の場所】



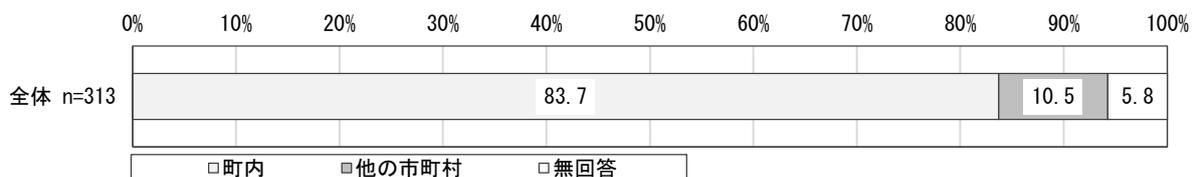
【平日、定期的にご利用している事業】



【平日、定期的にご利用している事業と定期的利用したい事業（ニーズ）】



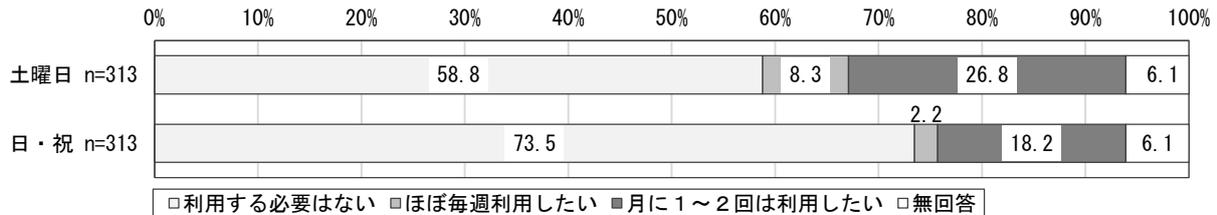
【利用したい教育・保育の場所】



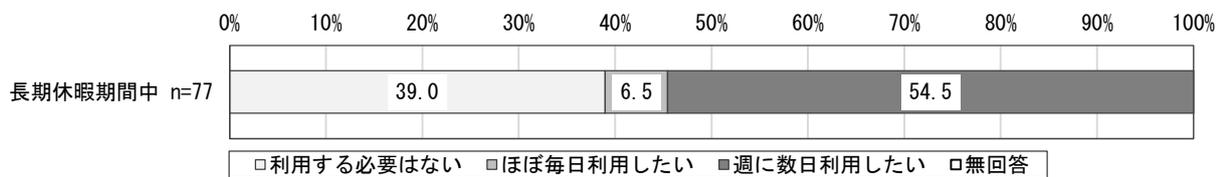
④ 土日・休日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズについて

平日以外の定期的な教育・保育事業の利用ニーズでは、長期休暇期間中における利用ニーズが高く、61.0%の方が何らかの形で利用したいと回答されています。また、土曜日の利用についても35.1%の方が利用したいと回答されています。

【土日・休日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ】



【長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ】

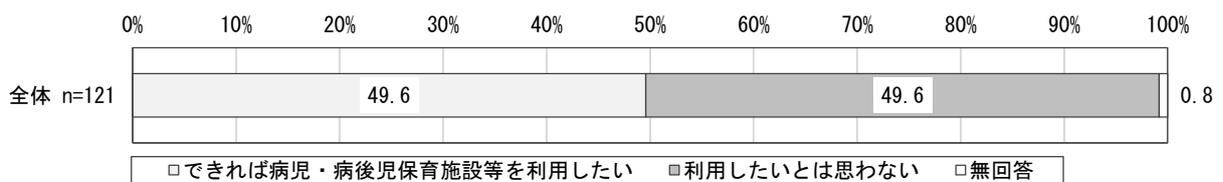


※現在、幼稚園を利用されている方のみ

⑤ 病児・病後児のための保育施設の利用ニーズについて

病児・病後児保育の利用については、約半数の方が「利用したい」と回答されています。

【病児・病後児保育の利用ニーズ】



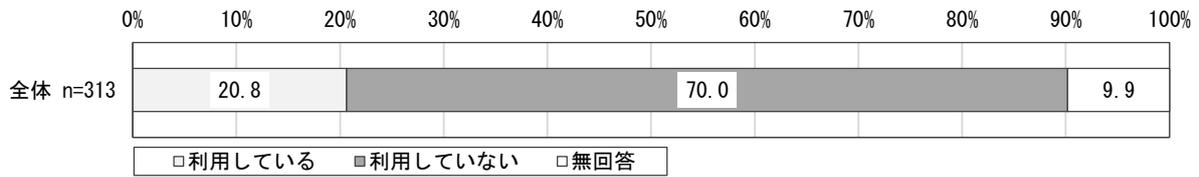
※この1年間で子どもがケガや病気で通常の事業が利用できなかった方のみ

⑥ 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用ニーズについて

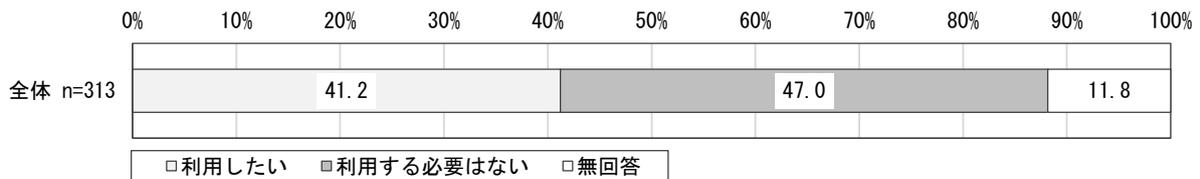
就学前児童の保護者のうち、20.8%の方が不定期の教育・保育事業や一時預かりを利用しており、特に、幼稚園の預かり保育が12.1%と最も高い割合となっています。

また、今後の利用希望では、41.2%の方が「利用したい」と回答されており、現在の利用割合と比べて、およそ2倍程度の利用ニーズがあることが窺えます。なお、現在、利用されていない方の、利用していない理由では、「利用料がかかる・高い」、「事業の利用方法がわからない」などが上位に挙げられています。

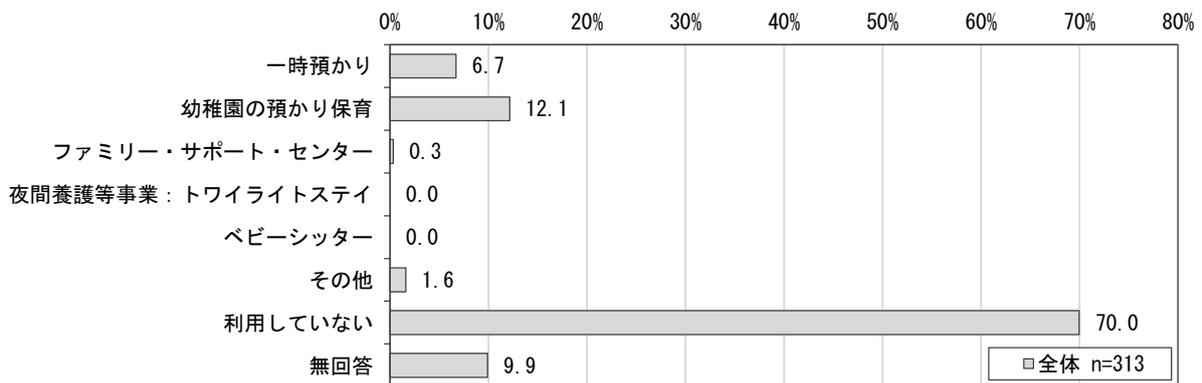
【不定期の教育・保育事業や一時預かりの利用状況】



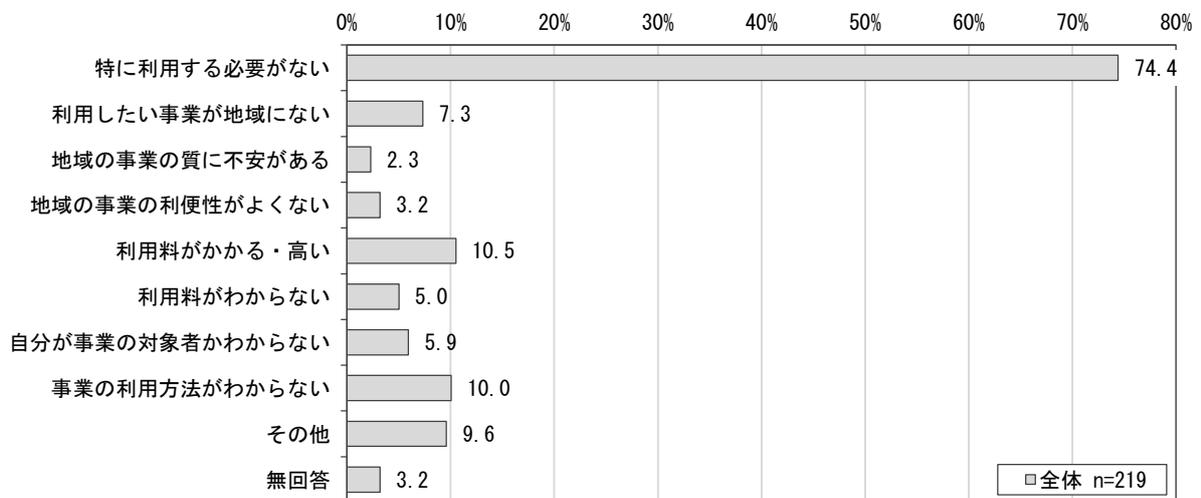
【不定期の教育・保育事業や一時預かりの利用希望】



【不定期の教育・保育事業や一時預かりの利用状況】



【不定期の教育・保育事業や一時預かりを利用していない理由】



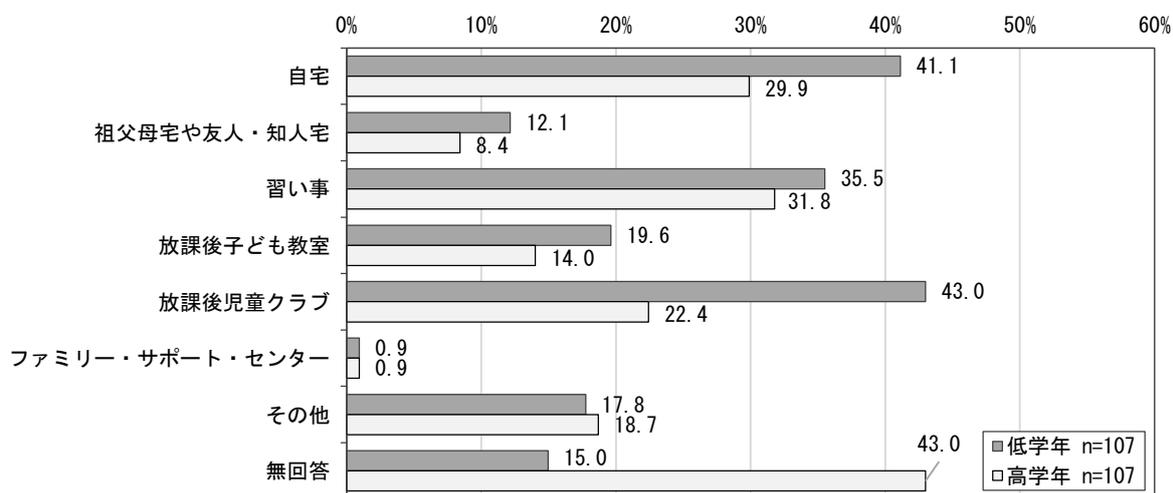
⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望では、無回答を除き、高学年では「習い事」が31.8%と最も高く、低学年では「放課後児童クラブ」が43.0%と最も高い割合となっています。

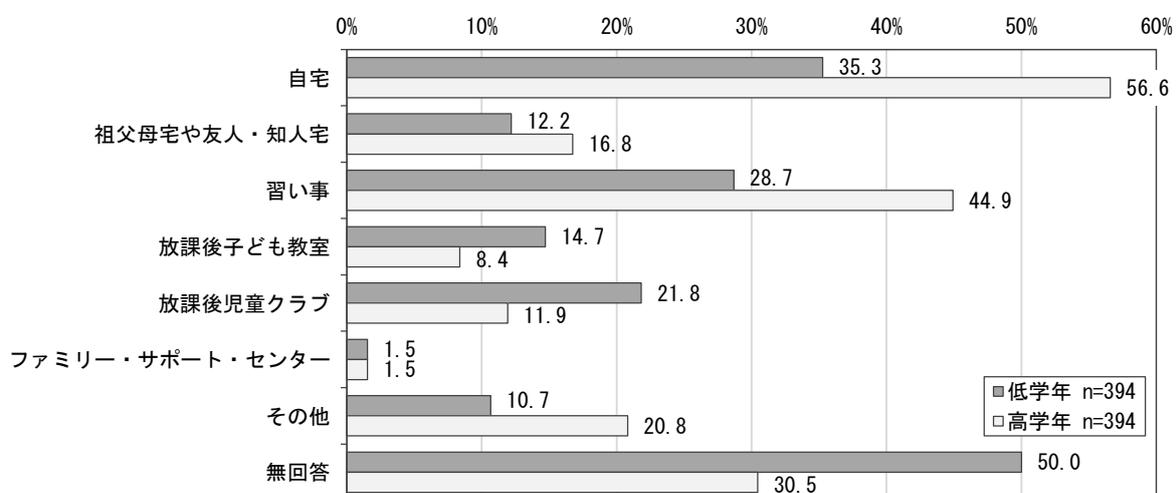
なお、小学生の保護者を対象としたアンケート調査結果では、放課後の過ごさせ方の希望として、無回答を除き、低学年・高学年ともに「自宅」と回答された方の割合が最も高く、ついで「習い事」と回答された方の割合が高くなっています。

そのほか、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」では、低学年・高学年ともに、小学生の保護者よりも就学前児童の保護者におけるニーズが高く、「ファミリー・サポート・センター」では、小学生の保護者でのニーズが高くなっています。

【小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望】



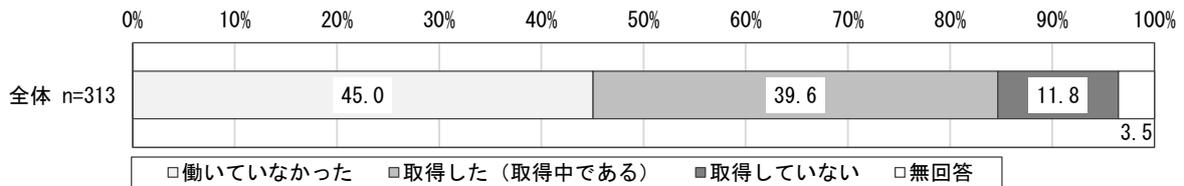
【(参考) 小学生保護者の放課後の過ごさせ方の希望】



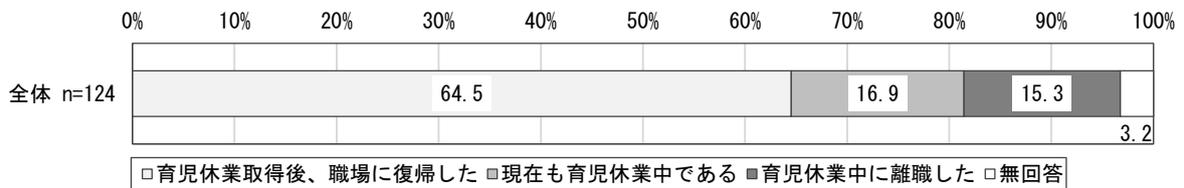
⑧ 育児休業の取得状況などについて

就学前児童の母親の育児休業取得率は約 40%であり、そのうちの 64.5%の方が育児休業取得後、職場復帰を果たしている状況です。なお、職場復帰の時期については、子どもが1歳になった時が 63.8%と最も多く、ついで0歳が 26.3%となっています。

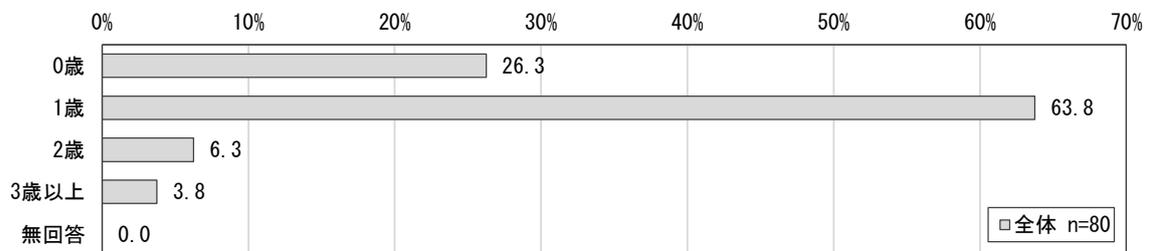
【就学前児童保護者（母親）の育児休業取得状況】



【就学前児童保護者（母親）の育児休業取得後の職場復帰等の状況】



【就学前保護者（母親）の育児休業取得後の職場復帰時期】



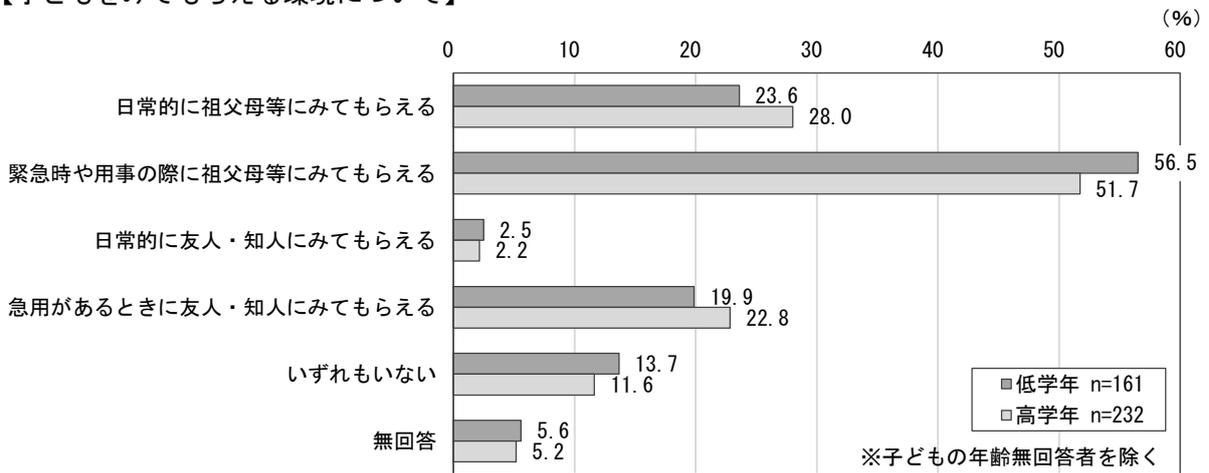
(2) 調査結果の概要〔小学生児童保護者調査〕

① 子どもの育ちをめぐる環境について

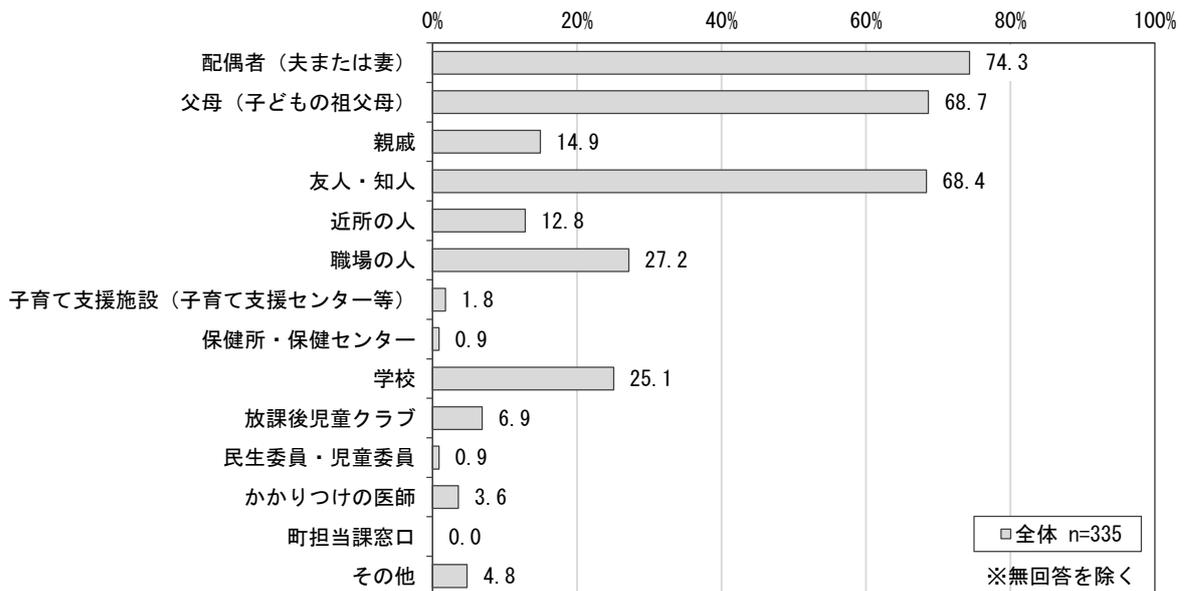
小学生の子どもを見てもらえる環境では、低学年・高学年ともに、「緊急時や幼児の際に祖父母等にみてもらえる」が最も多く、ついで「日常的に祖父母等にみてもらえる」が多くなっています。低学年と高学年の傾向を比較すると、「日常的に祖父母等にみてもらえる」、「急用があるときに友人・知人にみてもらえる」では、低学年よりも高学年での割合が高く、「緊急時や用事の際に祖父母等にみてもらえる」、「日常的に友人・知人にみてもらえる」、「いずれもない」では高学年よりも低学年での割合が高くなっています。

子育ての相談先では、「配偶者」、「父母」及び「友人・知人」の割合が高く、「学校」、「職場の人」で概ね30%弱、「親戚」、「近所の人」で概ね15%弱となっています。

【子どもをみてもらえる環境について】



【子育ての相談先】

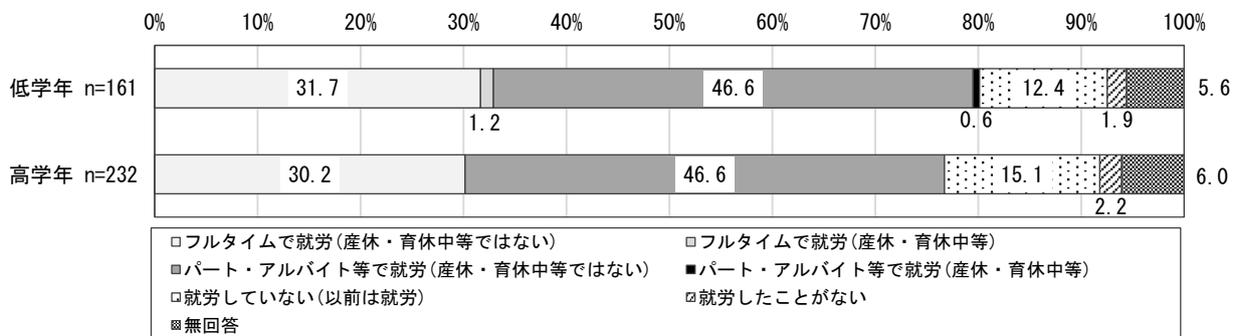


② 保護者の就労状況について

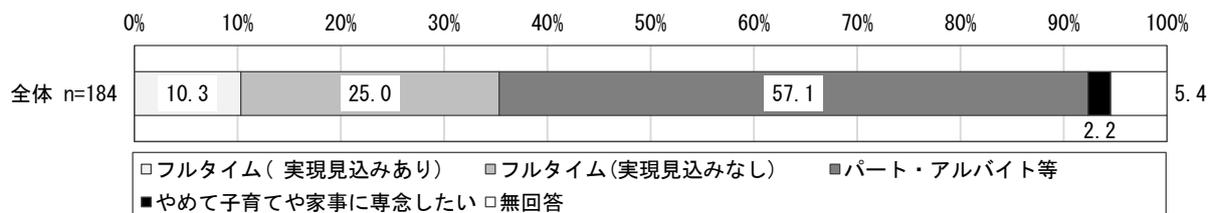
小学校低学年の母親の就労状況は、フルタイムの方が32.9%（うち、1.2%の方が産休・育休中等）、パート・アルバイトの方が47.2%（うち、0.6%の方が産休・育休中等）、就労していない方が14.3%となっています。一方、小学校高学年の母親の就労状況は、フルタイムの方が30.2%、パート・アルバイトの方が46.6%、就労していない方が17.3%となっています。

今後の就労転換や就労希望では、パート・アルバイトで就労中の母親の35.3%の方がフルタイムへの転換を望まれており、現在、就労していない母親の61.9%の方が将来的な就労を希望されています。

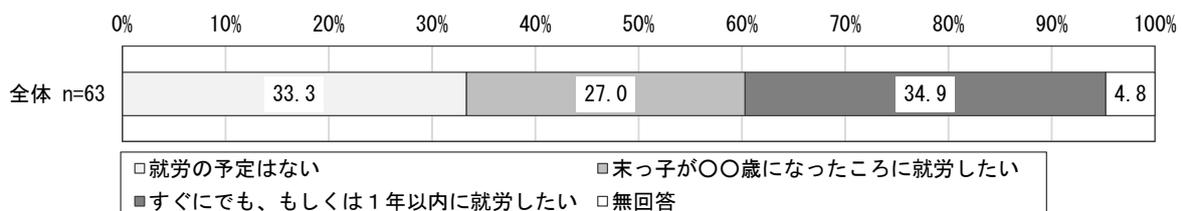
【母親の就労状況】



【パート・アルバイトで就労中の母親のフルタイムへの転換希望】

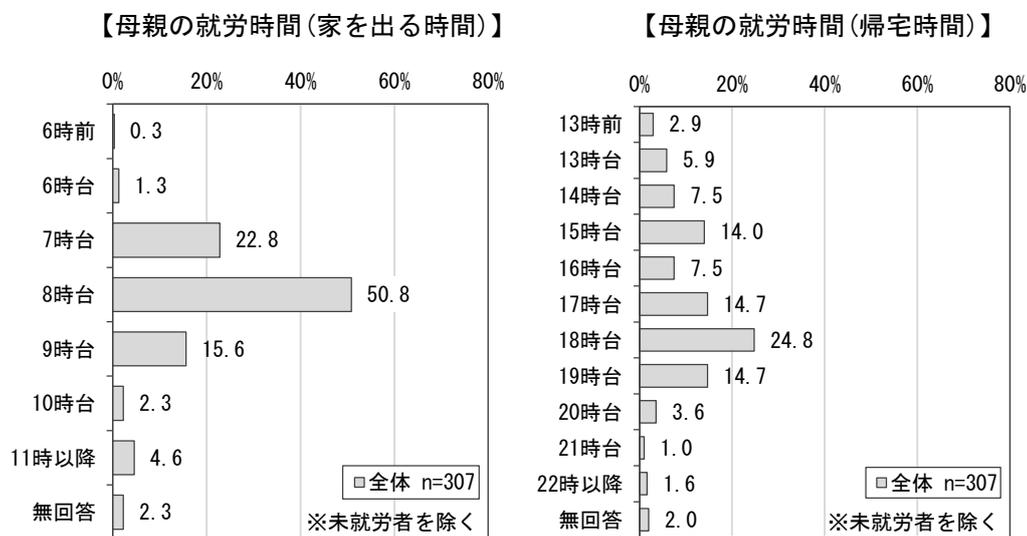


【現在、就労していない母親の就労希望】



第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

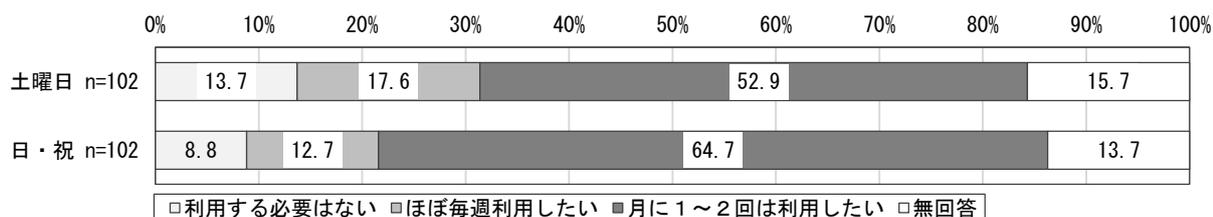
なお、現在就労中の母親の就労時間では、概ね朝の7時台～8時台に家を出る方が多く、帰宅時間は、概ね17時台～19時台となっています。



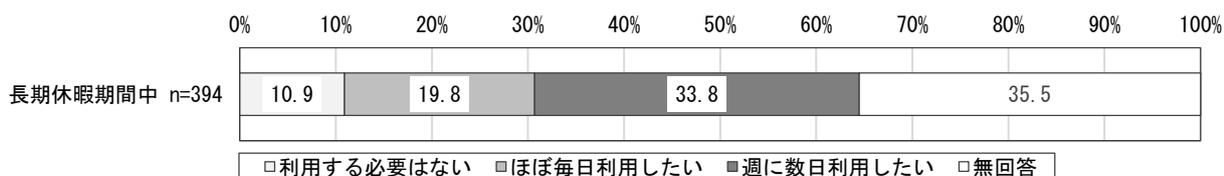
③ 土日・休日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズについて

平日以外の定期的な教育・保育事業の利用ニーズでは、日曜日・祝日における利用ニーズが高く、77.4%の方が何らかの形で利用したいと回答されています。また、土曜日の利用についても70.5%の方が利用したいと回答されており、長期休暇期間中での利用希望は53.6%となっています。

【土日・休日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ】



【長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ】



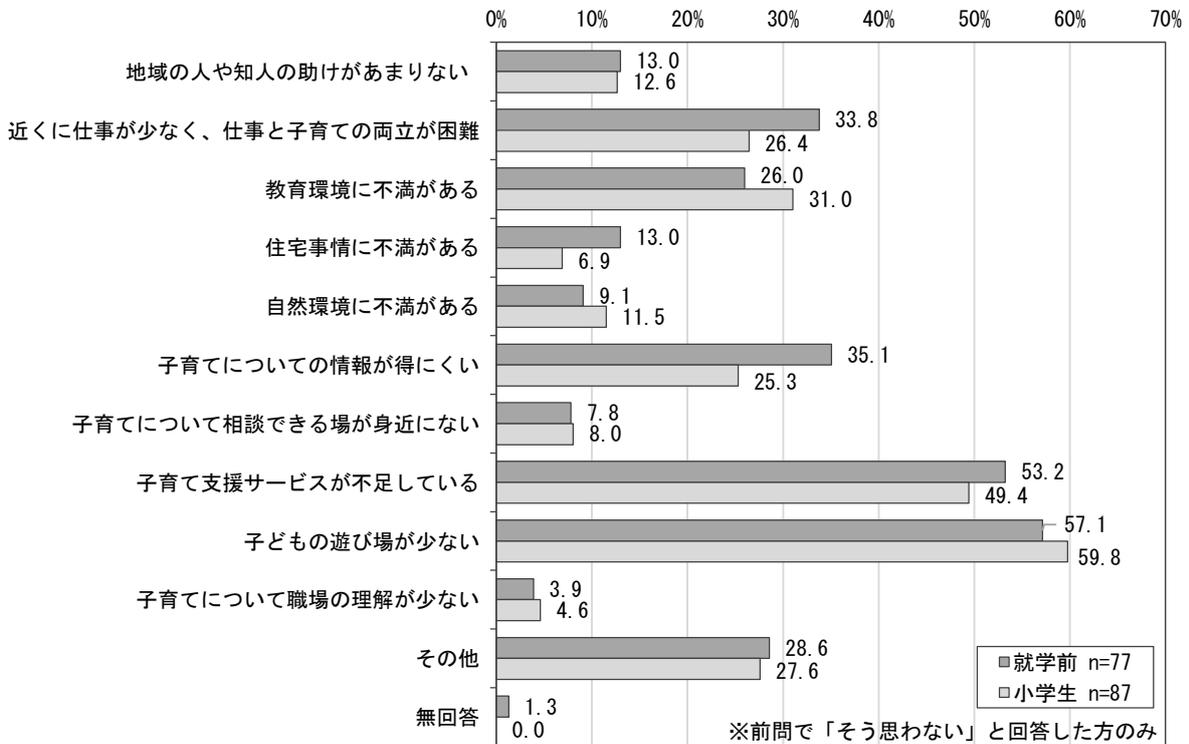
(3) 調査結果の概要〔子育て全般に関すること〕

子育て全般に関する内容として、子育てしやすいまちだと思わない理由では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもの遊び場が少ない」と回答された方の割合が最も高く、ついで「子育て支援サービスが不足している」と回答された方の割合が高くなっています。そのほか、「子育てについての情報が得にくい」、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立が困難」と回答された方の割合では、小学生保護者と就学前児童保護者の間で7～10ポイント程度の差異が生じています。

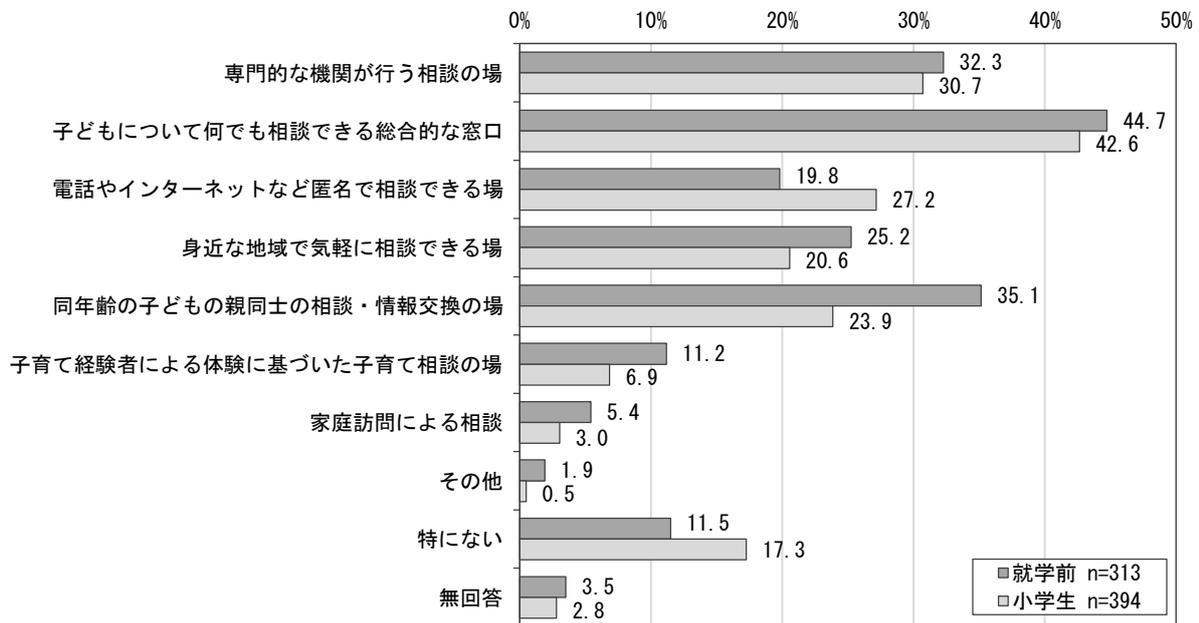
子育てに関する相談場所の充実では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」と回答された方の割合が最も高く、就学前児童保護者では「同年齢の子どもの親同士の相談・情報交換の場」、小学生保護者では「専門的な機関が行う相談の場」と回答された方の割合が、それぞれ2番目に高くなっています。

子育てをしやすいまちづくりの推進に当たって重要なことでは、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「小児医療体制の充実」と回答された方の割合が最も高く、就学前児童保護者では「乳幼児の遊び場の整備」、小学生保護者では「子育てへの経済的支援の充実」と回答された方の割合が、それぞれ2番目に高くなっています。その他、就学前児童保護者と小学生保護者における回答割合の差異をみると、「乳幼児の遊び場の整備」で約23ポイント、「保育園・こども園の充実」で約17ポイントの差異が生じています。

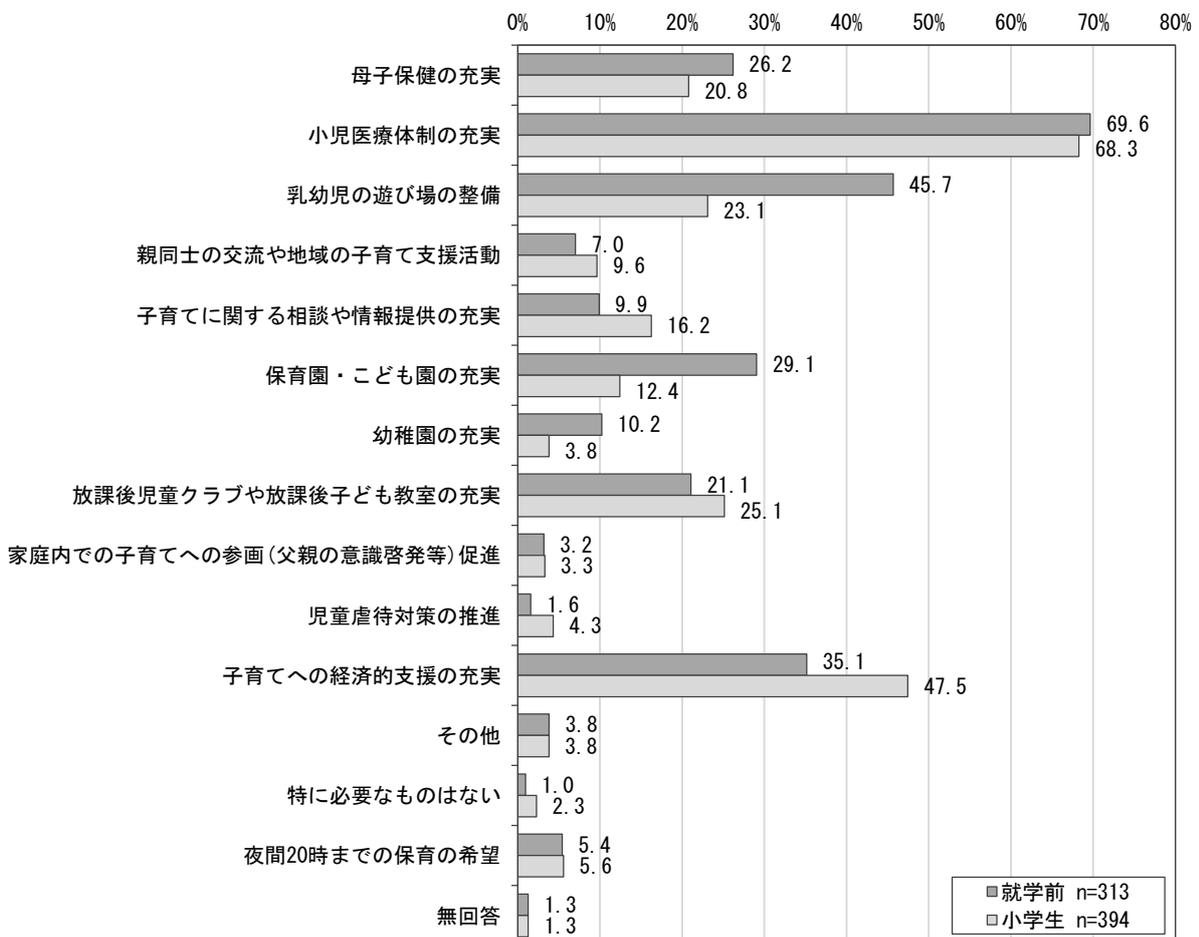
【子育てしやすいまちと思わない理由】



【子育ての相談場所の充実についての要望】



【子育てをしやすいまちづくりのために重要と思うこと】



第3章 第1期計画の振り返り

第3章

第1期計画の振り返り

第1期計画では、『すべての子どもがいきいきと輝くまちづくり』を基本理念に据え、「心豊かに健やかに育つまちづくり」、「地域で子育てを支えるまちづくり」、「安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり」の3つの基本目標と、それぞれにつながる14の基本施策の下、子ども・子育て支援に関する32の各種事業を展開してきました。本章では、第1期計画の各種事業の取組を振り返るとともに、第2期計画にむけた各種事業の今後の方向性などについて評価を行います。

1 各種事業の取組状況

(1) 基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
教育・保育サービスの充実	利用者の立場に立った保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園の開園（保育の受け皿の拡充） ・使用済み紙おむつの持ち帰りの廃止を実施
	保育士の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士処遇改善事業の推進
要保護児童への支援	児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・情報共有により、通告、相談時における早期対応を実施
	町民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の児童虐待防止月間に、町広報誌で虐待防止についての啓発を実施 ・乳児健診受診対象者へ虐待防止のためのパンフレットを配布
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等医療費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の有無や助成額の審査を行い、適正な助成金を支給
	ひとり親家庭等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（県印旛健康福祉センター、いんば中核地域生活支援センター、社会福祉協議会等）との連携の下、貸付金の事前相談や申請手続きの補助、情報提供を実施
障がい児施策の充実	相談・指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（健康福祉課、こども課、学校教育課、相談支援事務所、いんば中核地域生活支援センター等）との連携の下、対象親子の実情に即した指導・助言を実施
	生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所との連携の下、サービス利用の申請・給付決定等を実施
	関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや教育委員会との連携の下、サービス利用や療育支援を実施
食育の推進	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・年間食育計画表に基づき、野菜の栽培や野菜の皮むき、また、ピザづくりなどのクッキング保育を実施 ・年長児の教室に、ひらがな献立表や食事マナー等を掲載

(2) 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
地域子育て支援制度・サービスの充実	延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労状況に応じて、標準保育時間を超えた19:00までの延長保育の実施 岩橋保育園では20:00まで対応
	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より「しょうえんこどもこそだてルーム」、「あいあいルーム」を地域子育て支援拠点事業として開設 平成30年6月に「子育て支援センターあいあい」を新設し、「あいあいルーム」を終了。 地域子育て支援拠点事業において、各種講座を開催するとともに、利用者の日常的な相談に対応
	一時預かり、幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> 預けられる日数の増加、里帰り出産への対応など、利用者ニーズを踏まえたサービスを実施
	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年9月より町内にファミリー・サポート・センターを開設し、平成29年度より預かり等の活動を開始
	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 広域利用を含め、今後の在り方を検討
	妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳とともに、14回分の受診券を交付
	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、状況の把握を実施
	養育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から関わりを持つことで、産後のスムーズな支援を実施
	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾患で子を監護することが出来ない場合、関係機関との連携、情報共有を行い、必要に応じ、児童相談所への連絡、一時保護を実施
	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 各学童クラブとも、小学校1年生～3年生の受け入れを6年生まで拡充 各学童クラブにおいてイベント等を実施
地域の子育て力の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業において、様々なボランティア団体と連携した子育て支援の実施 平成27年度より、地域で子育てすることの大切さを周知することを目的とした「みんなで子育て酒々井町クリスマスコンサート」を開催 妊娠期から妊婦同士の交流や出産及び育児の不安解消のため、「子育て支援センターあいあい」と保健センターの連携を強化 	
世代間交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育園や地域子育て支援拠点等において、ボランティアも含め地域の方々との交流を促進 	

(3) 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
妊産婦・新生児訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に妊婦本人と面接できなかった人に対し、妊娠中に訪問等で本人と面接をするなどの状況確認を実施 ・出産後、出生通知書を基に連絡し、産婦・新生児訪問を実施し、育児不安の軽減、健やかな発達・発育を促す指導を実施 	
乳幼児健康診査の体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の機会が最後になる対象者に対して電話等で受診の勧奨を実施 ・健診当日に来所ができない場合は電話で状況を確認したり、後日面接などを行い状況把握を実施 	
健康・相談体制の充実	<p>歯の健康についての知識の普及・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ・ママパパクラスに参加した妊婦、10か月児とその保護者、幼児健康診査受診者、町内保育園・幼稚園の年長児を対象に、歯と口の健康に関する知識を普及するだけでなく、乳児を除き、染め出しをしてブラッシング指導を行うことで、歯みがきの大切さを理解してもらう取組を実施。
	<p>乳幼児の事故予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ・ママパパクラスでは、沐浴人形やテキストを使用しながら、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防や乳幼児の事故についての説明を実施 ・1歳6か月児健康診査では、受診者全員に全体で事故予防についての話を実施 ・子育て講話では、年に1回乳幼児の事故予防について話をする機会があり、資料や母子健康手帳を使っての説明を実施 ・乳児相談の保健師による個別相談において、発達に応じた起こりやすい事故とその予防についてパンフレットを使用した個別説明を実施。
	<p>子育て仲間づくりへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ・ママパパクラスを平成30年度から1回増やし、全5回1コースを年3回実施し、先輩ママとの交流の会の増加を図るとともに、妊婦同士が教室を通して交流を深め、産前・産後の育児不安を軽減できるよう支援を実施
	<p>転入者へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳を持参のうえ来所してもらい、今までの健診の受診状況や予防接種状況を確認し、これからの母子保健事業や予防接種に関する説明を実施
<p>子どもの発達状態に応じた支援体制の充実</p>	<p>子どもの健やかな成長の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心理発達相談は平成29年度から実施回数を増やし、相談しやすい環境整備を促進 ・ことばの教室では、町内保育園、幼稚園の年中・年長児に園を通してチラシを配布し、保護者だけではなく園に対する周知を促進

第3章 第1期計画の振り返り

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
子どもの発達状態に応じた支援体制の充実	継続的指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に親子カードを作成し、妊娠時の状況から乳幼児の健診等の健康状態を一つのカードに記録し、継続的な支援を実施 ・妊娠届出時、全ての妊婦に対し保健師が面接を行い、プランを作成し安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を実施
予防接種の接種率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の知識の普及・啓発を行い、未接種者対策を実施することで接種率の向上を促進 ・これまで一度も麻しんの接種をしたことのない子ども（満2歳から高校3年生に該当する年齢）に対し、1回目の公費接種を継続して実施 	
養育支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から関わりを持つことで、産後のスムーズな支援を実施【再掲】 	
乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、状況の把握を実施【再掲】 	

2 設定指標と達成状況

第1期計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業において量の見込みを推計し、また、基本目標3「安心して産み育てることのできる環境づくり」の中で、独自の数値目標を設定しています。これら設定指標と各数値実績は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育の量の見込みと数値実績

令和2年1月31日現在

	平成30年度					令和元年度					
	1号認定 又は認定を 受けない者	2号 認定	3号認定			1号認定 又は認定を 受けない者	2号 認定	3号認定			
			0 歳	1 歳	2 歳			0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み	244	172	10	39	66	194	205	22	58	74	
数値実績	201	169	29	45	58	188	194	25	52	44	
確保 方 策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園・幼稚園)	60	176	26	48	53	60	176	26	48	53
	確認を受けない幼稚園	270	0	0	0	0	270	0	0	0	
	定員数合計	330	176	26	48	53	330	176	26	48	53

注) 量の見込みは、平成30(2018)年3月の中間見直し後の数値。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと数値実績

令和2年1月31日現在

事業名	年度	量の見込み	数値実績
時間外保育事業（延長保育）	平成30年度	170人	101人
	令和元年度	170人	102人
放課後児童健全育成事業	平成30年度	178人	208人
	令和元年度	173人	217人
地域子育て支援拠点事業	平成30年度	7,051人	7,116人
	令和元年度	7,051人	5,965人
一時預かり事業（幼稚園等在園児）	平成30年度	2,000延人	2,126延人
	令和元年度	2,000延人	1,615延人
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	平成30年度	1,200延人	948延人
	令和元年度	1,200延人	683延人
子育て相互援助活動支援事業（就学前） （ファミリー・サポート・センター事業）	平成30年度	24件	37件
	令和元年度	24件	37件
子育て相互援助活動支援事業（就学後） （ファミリー・サポート・センター事業）	平成30年度	12件	1件
	令和元年度	12件	9件
利用者支援事業	平成30年度	2か所	2か所
	令和元年度	2か所	2か所
妊婦健康診査事業	平成30年度	1,488延人	1,113延人
	令和元年度	1,512延人	1,114延人
乳児家庭全戸訪問事業	平成30年度	124人	92人
	令和元年度	126人	88人
養育支援訪問事業	平成30年度	6人	4人
	令和元年度	6人	1人

注) 量の見込みは、平成30（2018）年3月の中間見直し後の数値。

(3) 第1期計画におけるその他独自の数値目標と達成状況

平成31年3月31日現在

基本施策	設定指標	数値目標	数値実績
妊産婦・新生児訪問指導の充実	妊産婦・新生児訪問指導実施率	90%	94.6%
乳幼児健康診査の体制の充実	1歳6か月児健康診査受診率	94%	91.7%
	3歳児健康診査受診率	94%	92.8%
健康・相談体制の充実	2歳児歯科健康診査受診率	71%	90.2%
	なかよしはみがき教室	各園年1回	各園年1回
予防接種の接種率の向上	1歳までのBCG接種を終了している割合	95%	96.9%
	麻しん風しん混合（2期）接種終了者の割合	98%	92.7%
	ジフテリア破傷風混合（2期）接種修了者の割合	70%	65.6%
養育支援訪問事業の実施	必要な家庭に対して	100%	100%

3 第1期計画における5年間の評価（総括）

（1）基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

教育・保育サービスの充実では、新たに認定子ども園が開設されるとともに、非常勤職員と正職員間の処遇の改善、さらに、日頃の職員研修では、非常勤職員が正職員と変わらず、幅広く参加できるようにするなど、順調に取組を推進してきました。

また、要保護児童対策として、要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換・情報共有を図るとともに、具体的な個別支援方針の協議を行うなど、児童相談所や各関係機関との連携により児童虐待の早期発見・支援に取り組んできました。さらに、ひとり親家庭への支援として、県との連携による学習支援、貸付相談などを行うとともに、障がい児施策では、新たに障害児相談支援事業所が町内に開設されたことにより、連携を図りながら、障害のある子どもはもとより保護者の個別の課題の把握に努めてきました。

その他、食育の推進では、子ども達に収穫する喜びを感じてもらうために、自ら植えた野菜を収穫し、給食に取り入れることや、自分達で育てた野菜の皮むきを行うなどのクッキング保育などを推進してきました。

第2期計画においても、引き続き、こうした取組を継続、充実させることで、こころ豊かに健やかに育つまちづくりを推進していくことが必要ですが、とりわけ、児童虐待は、DV、保護者の精神疾患、生活困窮等、その原因が複数重なる複雑なケースが多く、児童福祉司等のスキルの高い専門職を配置するなど、専門機関や専門職が関わることで迅速かつ適切な支援につなげていくことが必要です。また、障がい児施策の充実に向けては、障害児相談支援事業所や関係機関と引き続き連携を図りながら、町立保育園や幼稚園、認定こども園等において特性や成長に合わせた支援をしていくための受入体制の整備や、障害の特徴が共通する子どもと保護者同士が活動を行う広場事業等の提供について、それぞれ検討を進めていく必要があります。

（2）基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

地域子育て支援拠点事業は、多くの町民に利用されており、妊娠期も含め、多年齢との交流や多くのボランティアの方にも協力いただき、世代間交流、地域の子育て力の充実にもつなげることができました。また、会員や活動数は多くありませんが、ファミリー・サポート・センター事業によって、利用会員だけでなく、協力会員にとってもやりがいや充実感などの良い面があり、地域のつながりを持つよい機会となっています。

平成28(2016)年度からは、こども課による利用者支援事業（基本型）を開始し、平成29(2017)年度からは保健センターによる利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。

子育て支援センターと保健センターの両方の視点を生かし、連携を密に図ることで、必要な情報

や支援の提供を行っています。

延長保育事業は、保護者の就労状況に応じて、標準保育時間を超えた19時までとしましたが、時間外保育士の高齢化や慢性的な人材不足が続いており、また、一時預かりでは、預けられる日数の増加や里帰り出産への対応など、利用者ニーズを踏まえたサービスを実施しましたが、電話予約が殺到し、すぐに定員枠が埋まってしまうなどの問題が生じています。

第2期計画では、第1期計画期間中に生じた各種問題点への対応も含め、引き続き、地域子ども・子育て支援事業を継続し、充実させることで、地域の子育て力の充実、世代間交流を活性化し、地域で子育てを支えるまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠届出時に全ての妊婦に対し保健師が面接を行い、プランを作成し安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行ってきました。

妊産婦・新生児訪問指導の充実では、妊娠届出時に妊婦本人と面接できなかった場合には、訪問等で面接し、状況確認を行ったり、新生児及び産婦に対し訪問を行い、新生児の発育確認や育児相談を行ってきました。また、妊娠届出時に親子カードを作成し、妊娠時の状況から児の健診等の健康状態を一つのカードに記録し、子どもの発達状態に応じた支援体制を充実させ、継続的な支援を実施しました。

その他、子育てに関する情報について、アプリ（※ちば My Style Diary）や町のツイッターで情報発信を行うなど、子育て世代を対象にした事業の周知を行ってきました。

第2期計画においても、引き続き、こうした取組を継続、充実させることで、安心して産み育てることのできる環境づくりを推進していく必要があります。

第4章 計画策定にむけた課題の整理

第4章

計画策定にむけた課題の整理

本章では、子ども・子育てを巡る国の動向や、本町の子どもと家庭を取り巻く現状、さらには、第1期計画の振り返りなどを踏まえ、第2期計画の策定にむけた課題を整理します。

1 地域における教育・保育サービスの充実にむけた課題

本町では、平成30(2018)年度に、幼保連携型の私立昭苑こども園が開園したことにより、保育の受け皿が拡充されましたが、令和元(2019)年10月より開始された幼児教育・保育の無償化や、共働き家庭の増加などに対応するため、さらなる受け皿の整備・拡充が必要となっています。また、受け皿の整備・拡充に伴う新たな人材の確保や保育士の質の向上、さらには教育・保育サービスの水準を維持・向上するための教育・保育環境の整備推進などが求められています。

そのほか、平成28(2016)年に改正された児童福祉法では、子どもは、児童福祉の『対象』から児童福祉を受ける『権利主体』として位置付けられ、妊娠期から切れ目のない虐待予防を講じるための規定、児童虐待発生時の迅速・的確な対応策の規定等が定められました。こうした改正児童福祉法の理念や規定、さらには第1期計画の振り返りなどを踏まえ、引き続き、要保護児童への支援を推進するとともに、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと過ごすことができるよう、貧困家庭の子どもや青少年、障がい児やひとり親家庭等、あらゆる主体に対する支援の充実が求められています。

2 地域子育て支援の充実にむけた課題

平成27(2015)年より、昭苑幼稚園に「しょうえんこどもこそだてルーム」を開設するとともに、役場庁舎内において、「あいあいルーム」を地域子育て支援拠点として開設しました。また、平成28(2016)年にファミリー・サポート・センター事業を開始し、平成29(2017)年度より預かり等の活動を実施するなど、地域子育て支援サービスの充実を図ってきました。しかしながら、アンケート調査の結果では、小児医療体制の充実や子どもの遊び場の拡充を求める声も多く、また、第1期計画の振り返りでは、延長保育事業における人材不足や一時預かり事業における問題点が指摘されるなど、地域子育て支援サービスのさらなる充実が課題となっています。また、本町では女性の労働力率が高く、特に、結婚・出産・育児期といわれる30～40歳前後の労働力率が高くなっており、アンケート調査の結果においても、育児休業取得者のうち約6割の方が、「子どもが1歳になった時に職場復帰したい」と回答されています。こうしたことから、女性の社会進出を支援するための、さらなる子育て支援サービスの充実が必要であるとともに、地域全体で子育てを支援する『地域の子育て力』の充実が求められています。

3 安全な妊娠・出産、安心な子育て環境への支援にむけた課題

本町では、現在、妊娠期における支援として、「親子すこやかプラン」の作成や、「マタニティ・ママパパクラス」、「ママ・パパ歯科検診」の実施、「妊婦乳児支援タクシー利用券」の交付、また、子どもが生まれてからの支援として、「新生児訪問指導」や「乳児一般健康診査」、「子ども医療費」、「児童手当の支給」などを行っているほか、子どもの成長に合わせた様々な事業を展開しています。しかしながら、近年、本町では女性の未婚・晩婚化が進行しているとともに、合計特殊出生率も国や県と比べて低水準で推移しており、出生数も減少傾向が続いています。

こうした背景には、妊娠・出産や出産後の育児に対する不安、さらには子育てにかかる経済的な不安感などによるところが大きく、アンケート調査の結果をみても、子育てしやすいまちと思わない理由として、「子育てについての情報が得にくい」、「子育て支援サービスが不足している」などの意見が上位に挙げられているほか、子育て支援に対する要望として、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」や「子育てへの経済的支援の充実」などがありました。

平成28(2016)年の母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センター^{※4}の市区町村への設置が努力義務化されました。本町では、現在、保健センターと子育て支援センターが連携し、各種相談事業などを展開していますが、今後は、両センターのさらなる周知を図るとともに、現在のアプリやツイッターでの情報発信に加え、必要な人に必要な情報が確実に届く多様な情報発信のあり方を検討するなど、利用者の立場に立ったサービスの提供体制の構築が求められています。

※4 子育て世代包括支援センターとは、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のことをいいます。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の上位計画にあたる「第5次酒々井町総合計画」では、健康福祉にかかる基本目標として、『地域全体で子育てをしていく視点に立ち、保育サービスの拡充や子育て支援体制の整備により、安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくり、若い世代の定住を促進する』とされています。また、教育文化にかかる基本目標では、『町の将来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けることができるよう学校教育に取り組むとともに、学校・家庭・地域社会の連携による教育の充実を図る』とされています。

第1期計画では、こうしたまちづくりの基本目標を踏まえつつ、子どもの最善の利益が実現される町を目標に、『すべての子どもがいきいきと輝くまちづくり』を基本理念に掲げ、各種事業を展開してきました。

第2期計画においても、引き続き、子どもの最善の利益が実現される町を目指すとともに、子育て家庭が、これまで以上に安心して子どもを産み育て、そして、働くことができる町の実現を目標に、『すべての子どもと子育て家庭がいきいきと輝くまちづくり』を基本理念に掲げ、各種事業を展開していくこととします。

～ 計画の基本理念 ～

すべての子どもと子育て家庭がいきいきと輝くまちづくり

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 基本目標1 ころ豊かに健やかに育つまちづくり

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育施設の充実を図るとともに、教育・保育サービスの水準を維持・向上するための環境整備を促進します。また、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと輝きながら過ごすことができるよう、貧困家庭の子どもや青少年、障がい児やひとり親家庭など、あらゆる主体に対する支援の充実を図るとともに、食育の推進による健康の増進を図ります。

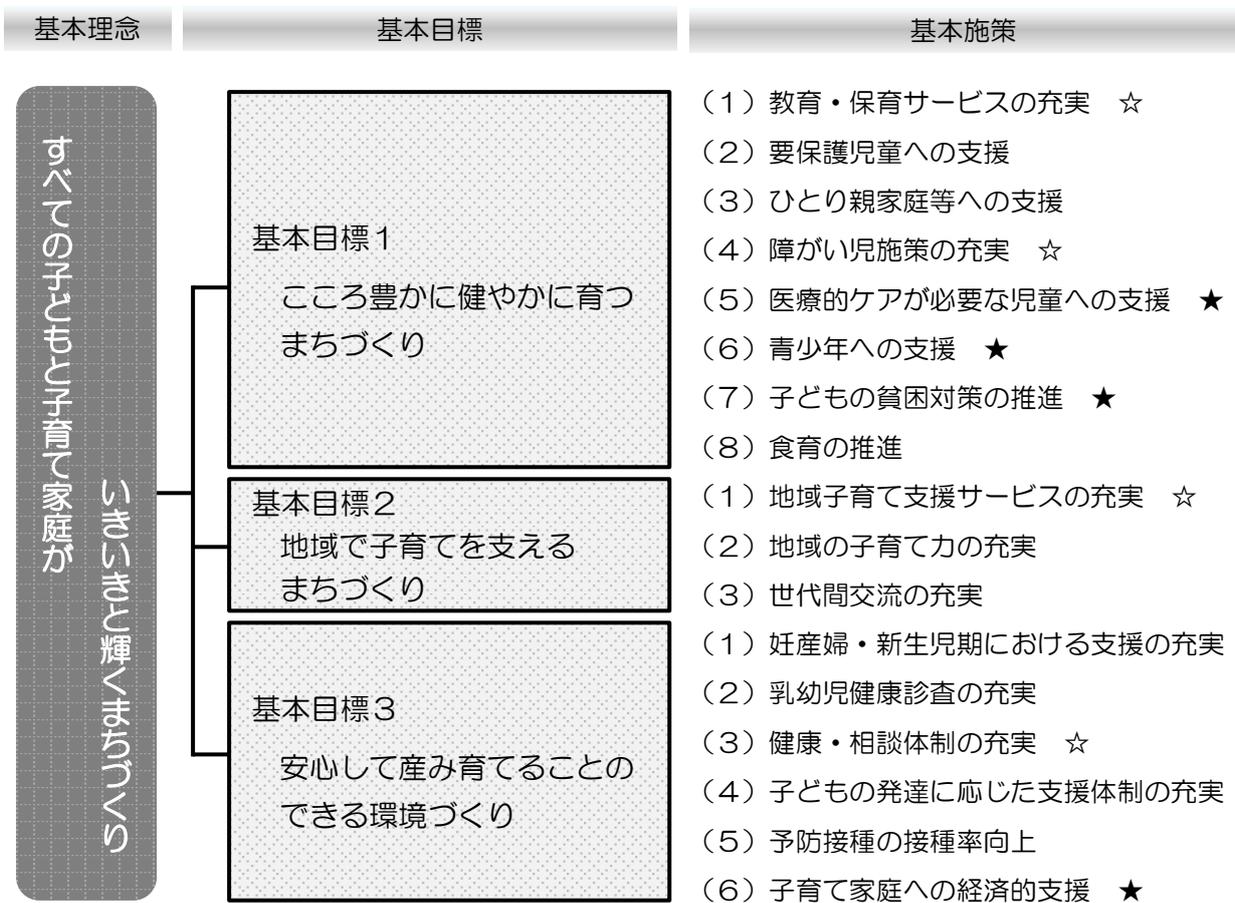
(2) 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

子育て家庭の子育てに対する不安感や孤立感を軽減し、また、仕事と子育ての両立を支援するための多様な地域子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援する『地域の子育て力』の充実を図ります。さらに、世代間交流の充実などにより、地域コミュニティにおけるつながりを促進するとともに、地域子育て支援サービスに対する町民の多様なニーズに応えるため、関係機関との連携強化に努めます。

(3) 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠・出産や出産後の育児に対する不安、さらには子育てにかかる経済的な不安感などを感じることなく、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援サービスを提供するとともに、気軽に安心して相談できる総合相談窓口の周知・運営、さらには、必要な人に必要な情報が確実に届くための情報発信のあり方などについて検討していきます。

3 計画の体系



★ 印がある基本施策は新規施策、☆印がある基本施策は拡充施策

第6章 施策の展開

第6章 施策の展開

本章では、計画の基本的な考え方を踏まえ、今後5年間で取り組む、子ども・子育て支援の具体的な事業内容について掲載します。

1 基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

(1) 教育・保育サービスの充実

事業内容	取組内容	担当課
利用者の立場に立った教育・保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 必要とするすべての家庭が利用できるよう、教育・保育の受け皿の拡充に努めます。 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた支援を推進するとともに、保育施設での使用済み紙おむつの持ち帰りの廃止を継続するなど、保護者の負担軽減に資する取組を推進します。 	こども課
保育士の確保と保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の処遇改善に取り組む私立保育園等へ補助金の交付を行うことにより、職場への定着や質の高い人材の確保を図ります。 子どもたちひとり一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育を行えるよう研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。 英語指導教室、茶道、書道、体操教室などを実施することで、保育の質の向上を図ります。 教育・保育サービスの水準を維持・向上させるため、保育アドバイザーによる若手保育士の指導・育成を促進するとともに、幼児教育アドバイザー^{※5}の育成・配置について検討します。 	こども課

(2) 要保護児童への支援

事業内容	取組内容	担当課
児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を行うため、要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・強化を図ります。 児童虐待に対する迅速かつ適切な支援を行うため、児童福祉司等の専門職、専門機関との連携・強化を図ります。 	健康福祉課
町民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 町の広報紙、ホームページ、ツイッター、パンフレットなどを通じて体罰によらない子育て等の推進に関する啓発や相談先の周知を図るなど、虐待防止に関する広報活動を推進します。 	健康福祉課

※5 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のことをいいます。

(3) ひとり親家庭等への支援

事業内容	取組内容	担当課
児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭や親と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課
ひとり親家庭医療費助成	・ひとり親家庭等医療費の自己負担分の一部を助成します。(※所得制限あり)	健康福祉課
相談・情報提供の充実	・関係機関との連携により、学習支援や貸付金の事前相談及び申請手続きの補助等を行うとともに、ホームページや広報紙に相談機関等を掲載するなど、ひとり親家庭等を支援するための情報の周知を図ります。	健康福祉課

(4) 障がい児施策の充実

事業内容	取組内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	・精神または身体に一定以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護している父母又は養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課
障害児福祉手当の支給	・在宅（入院可）で精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の児童に対して、障害児福祉手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課
相談・指導・支援の充実	・関係機関の連携により、障害を持つ子どもの早期発見と相談・指導・支援の充実を図ります。	健康福祉課
生活支援の充実	・障害者総合支援法による短期入所、通所支援、地域生活支援事業等の利用により、介護者の負担軽減と生活支援を図ります。 ・障害者総合支援法による各事業の利用を促進するため、広報・啓発の強化を図ります。	健康福祉課
関係機関の連携強化	・障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、特別支援学校、医療機関、児童相談所等の連携により、子どもの成長に応じた指導・支援を図ります。	健康福祉課
保育施設等における障害児保育の推進	・障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、認可保育所等での受入体制の拡充について検討します。	健康福祉課 こども課
広場事業の推進	・悩みや生活支援などに関する情報交換・情報共有の場として、障害の特性が共通する子どもと保護者同士が交流できる場の提供について検討します。	健康福祉課

(5) 医療的ケアが必要な児童への支援

事業内容	取組内容	担当課
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の推進	・医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、支援体制を構築していくための課題の共有や意見交換、支援策等について検討します。	健康福祉課 こども課

(6) 青少年への支援

事業内容	取組内容	担当課
非行防止対策の推進	・ 青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、青少年健全育成に関わる団体等の協力の下、啓発活動を行います。	生涯学習課
子ども・若者育成支援事業	・ 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し効果的かつ円滑な支援をしていくためのネットワークづくりについて検討します。	学校教育課
いじめ防止対策の推進	・ いじめ防止等に関わる関係機関・団体と連携し、啓発活動を行うことで、いじめ撲滅に向けた町全体の気運の醸成を図ります。 ・ いじめ相談 「子ども人権 100 番」など、いじめに関する相談窓口の周知・強化を図ります。	学校教育課 健康福祉課
ひきこもり対策の推進	・ 「千葉県ひきこもり地域支援センター」をはじめとした、引きこもりに関する相談窓口の周知・強化を図ります。	学校教育課
青少年相談員事業	・ 青少年都心に一体となり、青少年の相談相手となる青少年相談員の事業として、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するため独自事業と各団体と連携した各種事業を推進します。	生涯学習課
成人式	・ 成人になったことを自覚し、社会的連帯と自立の精神の下、未来をたくましく生き抜こうとする青年の門出を祝い励ますため、成人式を開催します。また、新成人該当者の中から代表として 10 名程度の成人式実行委員会を組織し、自主的な企画運営を行います。	生涯学習課

(7) 子どもの貧困対策の推進

事業内容	取組内容	担当課
教育支援の推進	・ 教育の機会均等が図られるよう、就学・学資援助、学習支援、その他貧困状況にある子どもの教育支援のために必要な取組を推進します。	生涯学習課
生活支援の推進	・ 貧困状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困状況にある子どもの生活の安定のために必要な取組を推進します。	健康福祉課
保護者に対する就労支援の推進	・ 貧困状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施や就職の斡旋等、保護者への就労支援のために必要な取組を推進します。	健康福祉課
経済的支援の推進	・ 貧困状況にある子どもの経済的支援のために、関係機関と連携して必要な取組を推進します。	健康福祉課

(8) 食育の推進

事業内容	取組内容	担当課
食育の推進	・栄養士による食育指導やクッキング保育の機会を充実させることで、幼児期からの健康づくりに向けた取組や、食に関する正しい知識の普及・啓発などを図ります。	こども課

2 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

(1) 地域子育て支援サービスの充実

事業内容	取組内容	担当課
利用者支援事業	・保健センター（母子保健型）の専門的な知見と子育て支援センター（基本型）の利用者目線の両方の視点を活かした切れ目のない子育て支援を推進するため、引き続き、保健センターと子育て支援センターの連携の強化を図ります。	こども課 健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	・親として主体的に子育てが行えるよう、講座や相談などの機会を提供し、親子が共に育ちあうための支援を行います。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	・利用者の増加にむけて、事業の周知・啓発を強化するとともに、事業に協力していただく協力会員の増加に努めます。	こども課
延長保育事業	・引き続き、標準保育時間を超えた 19:00（※岩橋保育園は 20:00）までの延長保育を実施します。 ・時間外保育における人材の確保方策について検討します。	こども課
一時預かり （預かり保育を除く）	・予約が取りづらいなどの運営面での見直しを行い、引き続き、事業を推進します。	こども課
病児保育事業	・広域利用も含め、検討します。	こども課
妊婦健康診査	・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、引き続き、14 回分の受診券を母子健康手帳とともに交付します。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康福祉課
養育支援事業	・必要な家庭に対して、養育に関する訪問指導・助言等を行い、家庭の適切な養育の実施を支援します。	健康福祉課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	・家庭の状況に応じて、小学校 6 年生までの児童の受け入れを行っており、利用者は年々増加傾向であることから、今後も必要な量の整備を進めるとともに、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との連携利用を推進します。 ・障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、放課後児童クラブでの受入体制の拡充について検討します。	こども課
放課後子ども教室	・現在、放課後の自由参加の居場所や遊び場として、地域の方々の見守りの中で、酒々井小学校及び大室台小学校の学校内で週 1 回「放課後子ども教室」を開催しています。今後は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携利用を推進します。	こども課
保育園園庭開放	・各保育園・こども園の園庭で、親子で遊べる場を提供します。	こども課

(2) 地域の子育て力の充実

事業内容	取組内容	担当課
関係団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なボランティア団体等と連携し、子育て支援にむけた取組を推進します。 ・ 地域で子育てすることの大切さを周知することを目的に、引き続き、「みんなで子育て酒々井町クリスマスコンサート」を開催します。 ・ 妊娠期から、「子育て支援センターあいあい」を利用できるよう、引き続き、保健センターとの連携を図ります。 	こども課

(3) 世代間交流の充実

事業内容	取組内容	担当課
交流の場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業などを活用し、妊娠期の方が乳幼児の親子と交流できる場や、月齢や年齢の異なる親子が交流し、幼稚園、保育園、子育て等に関する情報交換・悩み相談ができる場の創出に努めます。 ・ 子育てを卒業した人たちとの交流を通じ、情報交換したり、悩みを打ち明けたりできる機会づくりに努めます。 	こども課

3 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

(1) 妊産婦・新生児期における支援の充実

事業内容	取組内容	担当課
母子健康手帳の交付	・妊娠初期に母子健康手帳を交付するとともに、保健師が妊婦全員と面接を行い、健康状態や家庭状況等の相談を行います。	健康福祉課
妊婦乳児支援タクシー利用券の交付	・妊婦の方や1歳までの乳児を持つ母親を対象に、健診等で通院する際にその料金の一部を助成するタクシー利用券を交付します。	健康福祉課
妊婦訪問指導	・妊娠届出時に妊婦本人と面接できなかった場合に、訪問による面接を行い、健康状態や家庭状況等の相談を行います。	健康福祉課
産婦・新生児訪問指導	・出産後、出生通知書を基に連絡を行い、産婦・新生児訪問を実施し、育児不安の軽減、健やかな発達・発育を促す指導を行います。	健康福祉課

(2) 乳幼児健康診査の充実

事業内容	取組内容	担当課
乳児一般健康診査	・県内の医療機関に委託して、乳児一般健康診査を行っていません。健康診査は2回（3～6か月健診及び9～11か月健診）受診することができ、受診券は母子健康手帳とともに交付します。	健康福祉課
1歳6か月健康診査	・栄養士による栄養指導、保健師による保健指導により、育児不安の軽減を図るとともに、虐待の防止、発達障害等が疑われる児の発見及び育てにくさを感じる親への早期支援に努めます。また、未受診者に通知を行い、受診率の向上及び電話や訪問を行うことで、未受診者の状況把握に努めます。	健康福祉課
2歳児歯科健康診査	・むし歯予防、歯の健康維持増進を図るため、子どもの歯科健診、身体計測、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布などを行います。	健康福祉課
3歳児健康診査	・栄養士による栄養指導、保健師による保健指導により、育児不安の軽減を図るとともに、虐待の防止、発達障害等が疑われる児の発見及び育てにくさを感じる親への早期支援に努めます。また、未受診者に通知を行い、受診率の向上及び電話や訪問を行うことで、未受診者の状況把握に努めます。	健康福祉課

(3) 健康・相談体制の充実

事業内容	取組内容	担当課
マタニティ・ママパクラス	・妊娠中の健康管理と出産、赤ちゃんの育て方（沐浴・調乳実習など）や離乳食などについての講義や実習を行います。	健康福祉課

事業内容	取組内容	担当課
乳児相談	・保健師や栄養士が、4か月、10か月の乳児の発達の確認、保育や離乳食の進め方などについて相談を行います。4か月児には、読み聞かせを通して親子がふれあうことの大切さを伝えるための絵本の紹介と配布（ブックスタート事業）、10か月児には、歯科衛生士がブラッシング指導と歯ブラシを配布します。	健康福祉課
子ども相談	・子育ての悩みや児童虐待など0歳～18歳までの子どもの問題について、家庭相談員などが随時、相談に応じます。	健康福祉課
歯の健康づくり	・マタニティ・ママパパクラスでの講義、乳幼児からのはみがき指導、健康診査、町内保育園等でははみがき教室を実施し、歯の健康維持・増進にむけた知識の普及に努めます。 ・妊婦とその配偶者、生まれてくる子の口の健康づくりのため、むし歯・歯周病検診を行います。（ママ・パパ歯科検診）	健康福祉課
乳幼児の事故予防	・マタニティ・ママパパクラスにおいて、乳幼児の事故予防・SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する啓発を行います。 ・乳児相談の個別相談において、事故予防についてパンフレットを使用して個別説明を行います。	健康福祉課
子育て仲間づくりへの支援	・マタニティ・ママパパクラス、乳児相談などを通して、子育てについて交流や情報交換のできる場を提供し、育児不安の軽減や楽しくいきいきと子育てができるよう支援します。	健康福祉課
転入者へのPR	・乳幼児と保護者が他市町村から転入した場合に、母子保健事業や予防接種についてPRを図ります。	健康福祉課
相談窓口の周知、情報発信の強化	・誰もが気軽に相談できる環境を促進するため、保健センターや子育て支援センターの更なる周知を図ります。 ・必要な人に必要な情報が確実に届くよう、多様な情報発信のあり方について検討します。	健康福祉課 こども課

（4）子どもの発達状態に応じた支援体制の充実

事業内容	取組内容	担当課
親子相談 （心理発達相談）	・就学前の乳幼児の保護者の方に、乳幼児の発達や生活などについて、心理発達相談員による個別相談を行います。	健康福祉課
遊びの教室 「どんぐり」	・子どもの発達や生活・育児などについて心配がある親子を対象に、遊びの指導と相談・助言などを行う教室を開催します。	健康福祉課
ことばの教室 「プラム」	・ことばの遅れや発音などが気になりな幼児（主に5、6歳児）を対象に、保護者相談及び言語指導を行います。	健康福祉課
継続的指導の充実	・妊娠届出時に親子カードを作成し、妊娠時の状況から乳幼児の健診等の健康状態を一つのカードに記録・保管することで継続的な支援を行います。 ・妊娠届出時に、妊婦に対し保健師が面接を行い、プランを作成し安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援します。	健康福祉課

(5) 予防接種の接種向上

事業内容	取組内容	担当課
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児相談や幼児健康診査等の母子保健事業などにおいて予防接種の確認を行い、未接種者に対する接種勧奨を行います。 ・ これまで一度も麻しんの接種をしたことのない子ども（満2歳から高校3年生に該当する年齢）に対し、1回目の公費接種を継続実施します。 	健康福祉課

(6) 子育て家庭への経済的支援

事業内容	取組内容	担当課
子ども医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から中学生までの子どもの医療費（保険適用分）の全額または一部を助成します。 	こども課
児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から中学校修了前の子どもを養育している方を対象に、児童手当を支給します。 	こども課

第7章 量の見込みと確保方策

第7章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育の提供区域^{※6}や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。

本町では、過年度に実施したアンケート調査の結果から、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望に関する傾向を把握したうえで、各種事業等のこれまでの利用実績や、将来の児童数の推移等を考慮し、本計画の計画期間である令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの各種事業等の量の見込みと確保方策を以下のとおり設定することとしました。

令和2(2020)年度より、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

なお、教育・保育の提供区域は、第1期計画と同様、町内全域を一区域として設定します。

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号及び2号認定、3歳児～5歳児）

幼稚園・認定こども園（教育部分）の計画期間における各年度の量の見込みは、1号認定でおよそ130人から110人前後、2号認定（教育認定）で30人程度を想定しています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	128	127	112	112	117
	2号認定 (教育認定)	30	30	26	27	28
確保方策		158	157	138	139	145
【参考】定員数：酒々井幼稚園 270人、昭苑こども園 60人 合計 330人						

(2) 保育園、認定こども園（保育部分）（2号認定、3歳児～5歳児）

保育園・認定こども園（保育部分）（2号認定）の計画期間における各年度の量の見込みは、およそ170人から150人程度を想定しています。

これら見込量に対する必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定	172	170	150	151	157
確保方策		172	170	150	151	157
【参考】定員数：中央保育園 39人、岩橋保育園 64人、昭苑こども園 65人 合計 168人						

※6 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域であり、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として用いられるものです。

(3) 保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定、0歳児～2歳児）

保育園・認定こども園（保育部分）（3号認定）の計画期間における各年度の量の見込みは、およそ90人から110人程度を想定しています。

計画期間においては、地域型保育事業の予定がないことから、保育施設での受け入れにより対応します。

単位：人

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1,2歳								
量の見込み	3号認定	15	77	15	82	14	97	14	96	14	94
	合計	92		97		111		110		108	
確保方策	保育施設	15	77	15	82	14	97	14	96	14	94
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	92		97		111		110		108	

【参考】定員数：中央保育園 21人、岩橋保育園 56人、昭苑こども園 48人 合計 125人

(参考) 認定区分と日中の教育・保育の事業の概要

認定区分		事業名	事業の概要
1号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要なし	認定こども園 幼稚園	認定子ども園及び幼稚園、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）	認定こども園及び保育所で両親共就労等その他で保育を必要とするに該当する場合、保育標準時間（1日11時間まで）の利用に対応。両親の両方またはいずれかがパートで就労する場合は、保育短時間（1日8時間まで）の利用に対応
3号認定	子どもが満3歳未満で保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）	認定こども園及び保育所で両親共就労等その他で保育を必要とするに該当する場合、保育標準時間（1日11時間まで）の利用に対応。両親の両方またはいずれかがパートで就労する場合は、保育短時間（1日8時間まで）の利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下）の小規模保育等で、上記と同じ対応

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
利用者支援事業（基本型）（単位：ヶ所）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
確保方策	1	1	1	1	1	
利用者支援事業（母子保健型）（単位：ヶ所）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
確保方策	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業（単位：延人/年）						
量の見込み	7,766	8,083	8,914	8,816	8,669	
確保方策	7,766	8,083	8,914	8,816	8,669	2施設
ファミリー・サポート・センター事業（子育て相互援助活動支援事業）（単位：件/年）						
量の見込み	40	41	43	44	46	令和6年度で現在の1.2倍を見込む
確保方策	40	41	43	44	46	
延長保育事業（単位：人/年）						
量の見込み	107	109	107	107	108	
確保方策	107	109	107	107	108	
一時預かり事業（預かり保育）（単位：延人/年）						
量の見込み	855	847	748	749	782	1号認定
量の見込み	1,349	1,333	1,175	1,191	1,236	2号認定
確保方策	2,204	2,180	1,923	1,940	2,018	
一時預かり事業（預かり保育を除く）（単位：延人/年）						
量の見込み	763	773	763	762	769	
確保方策	763	773	763	762	769	
子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人/年）						
量の見込み	18	18	18	18	18	
確保方策	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（単位：人/年）						
量の見込み	0	0	0	0	0	
確保方策	0	0	0	0	0	
妊婦健康診査（単位：人/年）						
量の見込み	1,300	1,286	1,276	1,248	1,225	
確保方策	1,300	1,286	1,276	1,248	1,225	
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（単位：件/年）						
量の見込み	110	110	108	106	104	
確保方策	110	110	108	106	104	
養育支援訪問事業（単位：件/年）						
量の見込み	5	4	4	3	3	
確保方策	5	4	4	3	3	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（単位：延人/年）						
量の見込み	20	20	20	20	20	
確保方策	—	—	—	—	—	

第7章 量の見込みと確保方策

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人/年）						
（1年生）	51	45	51	48	44	
（2年生）	43	45	40	45	42	
（3年生）	43	39	41	36	41	
（4年生）	28	28	25	26	23	
（5年生）	19	17	16	15	16	
（6年生）	8	7	6	6	6	
量の見込み計	192	181	179	176	172	
確保方策	192	181	179	176	172	
【参考】定員数：大室台小学校児童クラブ 100 人、酒々井小学校児童クラブ 100 人、 昭苑学童クラブ 80 人						合計 280 人
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による実施（単位：ヶ所）						
量の見込み	—	—	—	—	—	
確保方策	3	3	3	3	3	放課後児童クラブ
確保方策	2	2	2	2	2	放課後子ども教室

3 教育・保育の一体的な提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

「幼保連携型認定こども園昭苑こども園」において、教育・保育の一体的な提供を推進するほか、町内の教育・保育施設の連携を密に図ることで、質の高い教育・保育の提供を行います。

また、教育・保育の提供にあたっては、保護者の就労の有無に関わらず受けることができるよう取組を推進するとともに、小学校就学後を見据えた教育・保育施設の提供を推進します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設との連携を図り、法定代理受領、保護者への償還払い等の方法により保護者への支給を行います。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産後の休業、育児休業明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、窓口等での情報提供を行います。

6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児・生活困窮・養育困難な家庭など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして行います。

第8章 計画の推進体制と進捗管理

第8章

計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局はもとより、教育・保育関係者をはじめとした様々な関係機関・団体などと連携協力しながら、計画的かつ効果的な取組を推進します。

2 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「酒々井町子ども・子育て政策会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主体である子どもや子育て家庭の声を中心に、より多くの地域住民の声が生かせるよう、本計画の評価、改善に努めます。

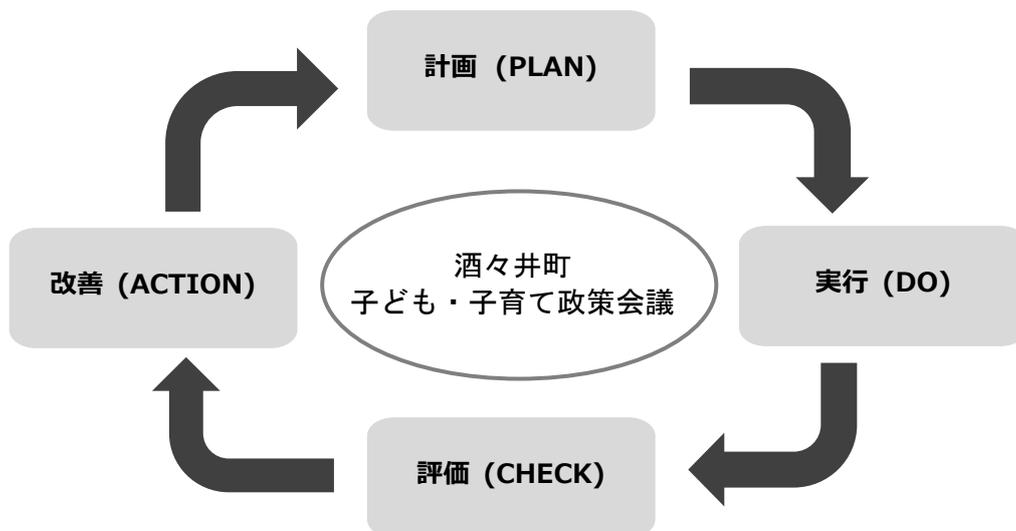


図 8-1 第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画における PDCA サイクル

資料編

資料1 計画の策定経緯

平成30年11月16日～平成31年1月7日
子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（郵送による配布・回収） ・就学前児童保護者の子ども・子育てに関するニーズ、ご意見・ご要望の把握 ・小学生の保護者の子ども・子育てに関するニーズ、ご意見・ご要望の把握
令和元年7月23日
第1回酒々井町子ども・子育て政策会議 ・委嘱状の交付 ・第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画について（策定の流れ、スケジュール） ・幼児教育・保育無償化制度について（概要、対象者・対象範囲、開始年齢等）
令和元12月18日
第2回酒々井町子ども・子育て政策会議 ・第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画（素案）についての審議等
令和2年1月30日～2月14日
パブリックコメントの実施 （ホームページへ掲載、こども課・保健センターへ（素案）を閲覧用に配置）
令和2年2月28日
第3回酒々井町子ども・子育て政策会議（※中止） ・第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画（素案）についての審議等

（参考）アンケート調査自由記述の主な内容

就学前児童保護者調査（主な意見177件）

	内容	件数
1	遊び場・交流の場の充実について	43
2	教育・保育体制の整備・充実について	36
3	小児科の充実について	25
4	病児病後児保育の充実について	14
5	子育て世代への経済的支援について	12
6	防犯・安全体制の充実について	9
7	あいあいルームへの要望	9
8	障がい児等への支援について	8
9	情報提供体制の充実について	7
10	プリアメールへの要望	5
11	母子保健事業の改善・充実について	4
12	相談体制の充実について	3
13	救急医療・総合医療の充実について	2

小学生の保護者調査（主な意見118件）

	内容	件数
1	遊び場・交流の場の充実について	20
2	放課後児童クラブ・子ども教室の運営	18
3	小児科の充実について	13
4	防犯・安全体制の充実について	11
5	子育て世代への経済的支援について	10
6	一時預かりについて	9
7	学校教育の充実について	8
8	母子保健事業の改善・充実について	8
9	情報提供体制の充実について	6
10	障がい児等への支援について	5
11	PTA活動について	4
12	相談体制の充実について	3
13	病児病後児保育の充実について	3

資料2 用語の解説

	用語	内容
あ	医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。
か	監護	養育者が、精神面及び日常生活において子どもの監督・保護を行っていること。
	教育・保育施設	幼稚園・認定こども園・保育園。
	子育てコンシェルジュ	利用者支援事業基本型において、保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報を提供する専門の相談員。
	子育て支援サービス	子どもを産み育てるために、必要となる人手や金銭的な面、情報などのサービスのこと。
	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業のこと。
	子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みや、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的として制定された法律。
さ	生産年齢人口	15歳から65歳未満の年齢に該当する人のこと。
	事業所内保育施設	企業が事業所の従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域の保育を必要とする子供を含めて保育を行う事業のこと。
	児童福祉司	児童福祉法に基づき、都道府県の児童相談所に配属される専門職員。 児童および妊産婦の保護・保健などの福祉に関する事項について相談に応じ、必要な指導を行う人のことをいう。

	用語	内容
さ	児童福祉法	保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援するために制定された法律。
	食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです
た	地域型保育事業	子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則 20 名以上）より少人数の単位で、0 歳から 2 歳児までの子どもを預かる事業のこと。
	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場のこと。
	地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のこと。
な	乳幼児突然死症候群(SIDS)	それまで元気だった赤ちゃんが、何の予兆や病歴のないまま、眠っている間に突然死亡してしまうこと。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。
は	P D C A サイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）を繰り返すことで、業務を継続的に改善する方法の 1 つ。
	病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスのこと。
	貧困家庭	低所得のため生活必要手段が欠乏し、生活に困窮する家庭をいう。生活保護を受けている被保護世帯や、受けてはいないが最低生活を余儀なくされているボーダーライン層など。
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て相互援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。
	放課後子ども教室	放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組のこと。
	放課後子ども総合プラン	放課後子ども総合プランとは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。

資料2 用語の解説

	用語	内容
は	保健師	所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと。
や	要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場のこと。
ら	利用者支援事業（基本型）	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業のこと。
	利用者支援事業（母子保健型）	保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦に対し、きめ細かい支援を実施する事業のこと。

第 2 期 酒々井町
子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和 2（2020）年 3 月 酒々井町
企画・編集 酒々井町教育委員会こども課
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11
TEL：(043) 496-1171（代）
FAX：(043) 496-4541
